

監理措置に関する意見聴取の結果

特定非営利活動法人なんみんフォーラム
2023年4月13日

【実施】 特定非営利活動法人なんみんフォーラム

【期間】 2023年4月3日～4月10日

【実施方法】 なんみんフォーラムおよび加盟団体を通じて、意見聴取フォームを弁護士や外国人支援者に送付。オンラインおよび書面にて回収した合計132件の意見を、なんみんフォーラムにて集約。

【目次】

◎ 監理措置に関する懸念点【まとめ】（設問8,10,12より）	1
A. 回答者の属性（設問1～5）	2
所属	2
外国人の収容問題について、どれくらいの関心がありますか？	2
入管収容に関するあなたの取り組みについて教えてください。（複数回答可）	2
B. 監理措置について（設問6～17）	3
政府案が新設提案している「監理措置」の導入について、あなたの評価をお聞かせください。	3
その理由をお聞かせください。（自由記述）	3
監理措置の決定・取り消しについて、懸念される点をお答えください。（複数回答可）	10
監理措置の決定・取り消しについて、意見やコメントがあればお聞かせください。（自由記述）	11
監理措置対象者の処遇について、懸念される点をお答えください。（複数選択可）	14
監理措置対象者の処遇について、ご意見やコメントがあればお聞かせください。（自由記述）	14
監理人の役割・義務について、懸念される点をお答えください。（複数選択可）	17
監理人の役割・義務について、ご意見やコメントがあればお聞かせください。（自由記述）	18
政府案が提案する「監理措置」の監理人を引き受けたいと思いますか？	21
その理由を教えてください。（自由記述）	22
2021年の法案と今回提出された法案の変更点に対する、あなたの評価をお聞かせください。	26
その理由を教えてください。（自由記述）	27
C. 収容に関する法改正はどうあるべきか、ご意見をお聞かせください（自由記述）	31

◎ 監理措置に関する懸念点【まとめ】（設問8,10,12より）

監理措置に関する懸念点を選択式で聞いたところ、以下の点について、特に多くの懸念が示されました。

最も多く示された懸念点	回答者数	割合（132人中）
監理措置の要件が明確ではないこと	122	92%
すべての監理措置対象者に対して就労が許可されていないこと	119	90%
対象者の生活状況、監理措置条件の遵守状況を入管庁へ届出／報告する義務が監理人に課せられていること	117	89%
監理措置対象者の住民登録や国民健康保険への加入の可否が不明瞭であること	116	88%
監理措置中の住居がどのように確保されるのかが不明瞭であること	113	86%
監理措置対象者の生活保障について、国による予算措置が不明瞭であること	112	85%
監理措置取り消し処分の理由が告知されないこと	112	85%
監理人に対する罰則が規定されていること	112	85%

A. 回答者の属性（設問1～5）

- (1) 氏名（非公開）
 (2) 所属
 (3) 団体名での回答

	回答数	割合
弁護士／行政書士	36	27.3%
支援者*	86	65.2%
支援団体（団体として回答）	10	7.6%
合計	132	100%

* 支援者には団体に所属して、あるいは個人として外国人支援の活動に携わってきた方々を含みます。

- (4) 外国人の収容問題について、どれくらいの関心がありますか？

	回答数	割合
非常に関心がある	120	91%
まあまあ関心がある	12	9%
あまり関心はない	0	0%
まったく関心がない	0	0%
合計	132	100%

- (5) 入管収容に関するあなたの取り組みについて教えてください。（複数回答可）

	回答数	割合
被収容者／仮放免者を支援している	76	58%
被収容者／仮放免者を支援したことがある	51	39%
仮放免の保証人をしている	16	12%
仮放免の保証人をしたことがある	17	13%
特になし	14	11%
その他（※）	11	8%

※「その他」詳細（自由記述）（原文ママ）

インタビュー等調査
クルド弁護団の先生方やトルコ出身クルド人難民申請者の通訳や翻訳で関わっています。
難民申請のお手伝い、エスコート

過去に仮放免不許可取消訴訟の経験あり
元「中国残留日本人」とその家族に対する支援、特に国連人権条約体に対する意見書の作成
仮放免者の診療をしている。
入管収容に関する人権問題について調査研究を行っている。
発信活動
庇護希望者の入管収容、全件収容主義等に対して取り組んでいる。
提出資料の翻訳など

B. 監理措置について（設問6～17）

(6) 政府案が新設提案している「監理措置」の導入について、あなたの評価をお聞かせください。

	回答数	割合
評価できる	1	0.8%
どちらともいえない	9	6.8%
評価できない	121	91.7%
その他（※）	1	0.8%
合計	132	100%

※「その他」詳細（自由記述）（原文ママ）

私は我が家に難民申請中の仮放免者を受け入れてこの2年間で8人を支援してきました 同じ屋根の下で家族のようにね そんな彼等を監視し行動を報告するとはあり得ない 信頼関係があつてこそその暮らし名前も尊大で上から目線 時代錯誤です

(7) その理由をお聞かせください。（自由記述）（原文ママ）

「評価できる」理由

現行の仮放免制度は仮放免者の所在・動向をトレースできておらず、身元保証人は形式的なものにすぎない。このような状況のなか、仮放免中の犯罪等についての所在の責任が明らかにされておらず、入管としては仮放免を許可しにくい状況があるように感じる。監理措置は監理人と外国人との信頼関係の問題があるにしても、監理人が当該人を監理することにより、少なくとも身柄は解放しやすくなるのではないか。ただ、問題は監理対象者の生活維持をどうするかであり、就労にかかる罰則等は極力ひかえるべき。

「どちらともいえない」理由

収容しないケースが増えるのであればよいが、監理要件等が厳格にすぎる。

退去強制令書発布前の就労をかとしているところは評価できる。監理措置がどのようなケースでなされるのか、いまいち明確でない。

被監理者への住居支援、情報提供、その他支援の基準が明確ではない。

理解するのが難しかったので、評価するのが難しいです

負担が増えそう
実際の運用の想定やそれにかかる負荷やリスクと現状を鑑みたときの判断が難しい為
「評価できない」理由
現在入国警備官が行なっている監視の役割を市民に肩代わりさせる。報告しなければ10万円以下の過料を背景にしている。
管理者の義務が重い
長期収容の根本的な解決には全くなならない。単に収容を中断して、民間に丸投げするやり方にすぎず、対象者にとっても常に取り消しのおそれなどを懸念する生活が続く。難民申請者など、帰国できない者にとって重大な人権問題である。
管理人は必要ない。信頼関係が無くなる。
支援者に負担と責任を丸投げするだけで、現在の仮放免者が置かれた立場が何ら改善するものとは思えない。
相手を監視するのは、人として対等性を欠くと思う
主任審査官が相当と認めるときという裁量を持たせる規定では現行法の運用と変わらないとしか思えない、収容による不利益」を考慮するのは当然である、入管の判断で監理人による報告を義務付けることができるので支援者が非支援者を管理させるありえない利益相反促進規定である等たくさんあります。
意見書と同様
政府が保証人を監理することにより難民から全く信用されなくなる。
仮放免者の基本的人権を侵害する内容だから
何故このような状況になったかについて向き合わずに、表面だけの措置について議論しても根本的な解決には至らない。
<ul style="list-style-type: none"> ・収容の上限を設けるなどの抜本的な策ではないから。 ・保護すべき人も「監理」の対象とするから ・監理人の負担が大きいため
監理措置は日本社会において該当する外国人との間に分断を生み出すシステムだと思います。また、監理措置を置くことを決めるよりも、迅速に司法介入のある難民審査を行うことに力を注ぎ、監理措置ありきの法案はおかしいと思います。また、監理者として選出される人に対して罰則規定を設けるなど、まるで、難民申請者や収容対象者とされた人を監理する人を入管職員の手元のような扱いをするなどもってのほかです。これが実行されたら、制度的な差別をまた一つ増やすことになると思っています。
罰則付きの入管への報告義務は被支援者との利益相反になる可能性が極めて高い
監理措置では、仮放免者の基本的人権が保障されないから。
まず、現在の収容は不当な拘禁制度であり、監理措置はその改善策ではない。第二に、監理措置の下に置かれた外国人は生活の基礎（とくに収入と医療・社会保障）を奪われている。第三に、監理人は、外国人管理の下請である。
そもそも全件収容自体が間違っている。それを前提とした制度は認められない。仮に仮放免があるとしても、監理人の監理の下に置く制度は間違っている。
監理人となる者の義務が重く、なり手がいなくなり、かえって身柄開放が進まなくなると思われるので。
市民に監視させるのは非常に問題。根本的解決になっていない。

人間としての基本的権利さえ保障されておらず、無権利の状態に固定化するため。また当事者（対象者）と支援者との信頼関係に水を差し、場合によっては争わせようとするもので、認められない。司法による審査が入らない入管による恣意的な判断で決められることに懸念を持つ。

監理人は難民を保護するのではなく、監視して入管に報告する監視機関の要素が強いから。

これまで築いてきた信頼関係を損なうものでもあるし、まるで監視者のような立場に置かれるかもしれず、とても強い抵抗があります。これはまるで、トルコ政府が採用している、民間人に武器や金を渡してクルド人を監視させる、「コルジュ（村落防衛隊）」のシステムのようにあり、人間関係を大いに損なうものです。

政府案における収容制度では、収容の要否について国際人権基準に基づく審査が行われないうまま、すなわち原則収容主義が維持されたまま、収容を原則前提として監理措置の適用の可否が判断される仕組みになっており、国際人権基準に違反している。その意味で監理措置は国際人権基準に合致する「収容代替措置」とはいえない。また、監理措置プロパーの問題としても、監理人の法的義務の内容が不明確である。たとえば弁護士の誠実義務、守秘義務その他弁護士倫理規定との関係も十分に整理されていない。監理人による被監理者のプライバシー侵害に対するセーフガードも設けられていない。

管理人に監督・監視、報告義務を課すことなど、問題がある内容が多いため。

対象者が「日本社会内で生活できる制度」という制度趣旨との乖離が大きい。
監理・監視という視点での制度である。

入管庁が出したパンフレットを見ると、被仮放免者の逃亡を防ぎたいということが、管理措置制度の設定の大きな狙いになっていることが説明されているから。

監理人に課されている義務等が重い。支援対象者との関係性に大きく影響する。

政府は仮放免制度の代わりに、監理措置を主に使うとしているそうだが、社会保障の仕組みが整っていない点や、（一部、就労や報酬をもらう活動が可能になる場合もあるそうだが、）就労ができない点において、人権が考慮されていない事態は変わっていないように思えるから。仮放免者の逃亡を防ぐために強化された制度のように思える。

被収容者の権利保護のためでなく、入管の監理業務の代行をさせようとしているため

司法の介入なくして、収容か監理措置かを主任審査官が決定するというこの「監理措置制度」はこれまでと何ら進展どころか監理を民間に任せる等、後退でしかない制度であるため。そもそも支援者や支援団体が当事者の監理を強いられること自体、あってはならないことだと思います。

監理措置の対象者を決める際の判断は入管にあり、現行の仮放免手続きと何ら変わるところが無い。その上で監理人に入管に対する報告義務が課されており、違反すれば罰則が課される。このようにして、監理人は言わば入管の手先として対象者を管理する制度になっている。

長期収容を解消するには、在留資格の幅を拡げる方向で考えるべきである。管理を強めるという「人にやさしくない」方法をとるべきではない。

国籍国へ帰れず日本にいるしかない人に在留特別許可を付与することをせず、現行の仮放免の問題をそのまま引き継いでいると感じるため。彼らは、生きるための就労を禁止され、保険の加入もできないという、明らかに日本で自立した生活を送れない状況にあり、それが改善される見込みがない。監理者となる支援者や弁護士の方に対して報告義務や罰則規定も設けていることで、彼らに負担を与えると同時に、罪のない難民や日本に生活基盤を持つ人をあたかも犯罪者であるかのように扱う構造が引き継がれてしまう。

監理人に報酬を出さないで、罰則を設けるのはいかがなものかと思う。

質問18の回答を参照してください。

当団体では、仮放免者・難民申請者の住宅・生活の支援をおこなってきましたが、仮放免者は働いて労務の対価を受け取ることや国民健康保険や生活保護などの社会保障制度を利用することが認められていないため、極度の貧困状態に固定化されています。そのため、民間支援団体が住宅・食品の無償提供や家賃補助等をおこなわざる

をえない状況にあります。

こうした日本の入管政策は国際社会からも問題視されており、2022年11月3日、国連の自由権規約委員会は、日本国内の人権状況について発表した総括所見の中で、仮放免者（Karihomensha）の不安定な生活状況に懸念を示し、日本政府が仮放免者に必要なサポートを行うことや、働いて収入を得られる機会をつくることを検討するよう勧告をしました。

本来ならば、日本政府はこうした国際機関からの勧告を踏まえ、包括的な難民保護法制の導入を検討すべきですが、今回の政府案も2021年法案と同じく、仮放免者・難民申請者の人権を保障するという観点が完全に欠落しており、仮に監理措置が導入されたとしても、多くの外国人が貧困に追いやられている状況の改善につながらないと考えます。

収容期間に上限を定めたり、司法審査を入れるという国連等の勧告は今回の法改正では取り入れられていない。政府は収容にかわる制度として監理措置をアピールしているが、全件収容主義を変更するものではなく、その決定や取り消しは、あくまで入管の裁量にゆだねられている。
さらに、監理人に課させる負担が過大であることから、監理人の引き受け手がいるのかどうか、制度が現実的に運用できるのかも不明。
現状の仮放免制度と比較しても、当事者への管理や監視をより強める点からもまったく評価できない。

監理措置の導入は、外国人に対する監視・管理を強く維持する入管体制をさらに強めるだけでなく、相談者と支援団体との信頼関係もゆるぎかねず、支援活動にも影響が及ぶ。また、営利を目的とした民間人や機関の介入、その支配関係の中での仮放免者たちの人権や安全な生活の保障など、懸念をめぐいきれない。

現在、収容の代替措置とされている「仮放免」制度の欠陥を改めるところか、収容を解かれた人たちの監視の役割を市民に求める、刑事罰を課すことができるようにするなど、現行制度以上に酷い人権侵害、自由権侵害を認めることになるのが「管理措置」だと思います。「管理措置」の導入には絶対反対。全く評価しません。

監理人への負担が大きすぎる。被監理者の生活が完全に監理人によって左右されるようになってしまう。管理措置の制度が不明確で、脆弱であること。

入管収容制度を抜本的に変更するものではないから

退去強制令書発付者を生活面で何の保障もないまま監理措置対象者とし、監理人にその生活を管理・監視させ、「違反」などあればその責任を負わせるようなことをすべきではない。

監理人への過度の負担を強い、全件収容主義や仮放免制度という最悪の制度の解決に全くつながっていない。

収容に関し司法のチェックが入らないことや収容期間の上限設定をしない点でこれまでの制度と変わらないこと、監理措置の監理人を実際に弁護士が担える内容ではないと考えられること等

長期収容の根本的な問題は、全件収容主義、上限のない無期限収容であり、収容の要件について司法などの関与がないことである。監理措置はそれらの問題を温存したまま、被監理者の動向監視を民間に担わせるものである。

支援者に不利益しかないから。

人権侵害的な入管行政をそのままに、支援者に負担を押し付けるだけの内容であるから。

入管内の裁量に委ねられていて、透明性がない。収容と監理措置の振り分け基準が曖昧、監理人の報告義務・届出義務が重い、退令段階では就労不能

「監理」の責任を支援者を負わせようとしてしており、問題が大きいと考えます。

被支援者との関係がねじれる危険があると思います。

管理措置という制度に疑問がある

支援者や弁護士に監視をさせるなど、仮放免者のためにならない上、支援者や弁護士の活動にも悪影響が出るため、到底賛成できません
監理人に課されている報告義務は、弁護士の依頼者に対する守秘義務と両立しない。
第三者機関でなく、収容している入管当局が判断するから。
長期収容の問題解決にはつながらないと思う
監理人の報告義務が残っている
国が提案した監理措置の内容を見る限り、行政・難民支援者・難民の三者に負担を強いる内容であるため。(支援者の監督義務や難民の報告義務等)
<ul style="list-style-type: none"> ・収容施設に代わって地域社会で生活できる方向性が示されたことは評価できます。 ・しかし、その代替である新設の「監理措置」は、監理人の監督の下で、対象者の生活を認めるものであり、彼らの生活をかなり制約するものとなっています（住居、行動範囲の制限、呼び出しに対する出頭義務等）。 ・また監理という言葉からは、監視や取り締まりを連想させ、対象者に対して犯罪者や危険人物というネガティブなレッテルを張る（スティグマ）ことになりかねません。対象者の中には、難民申請者も想定されますので、国境を越えて庇護を求めてきた人たちに、そのような烙印を押し、自由に生きる権利を奪うことになりかねません。
そもそも、すべての人（非正規滞在者に限らず、外国人に限らず）は、「監理」の対象ではない。「監理する」権利、「監理を命令する」権利は誰にもない。また、政府案の「監理措置」については、根拠も、内容も、目的についても明確な説明がされていない。「監理措置」対象者についても、基準が示されていない。すべてが「裁量」で決められることに、正当性を見出すのは不可能。
全体的に、不明瞭な点が多過ぎる。
欧米のような人道的に緊急医療を保障するような制度を欠いたまま監理措置を行えば、監理者が仮放免者が病気になる時の医療機関探しに大変な苦勞をしたり、高額の医療費の請求が監理者に行ってしまうなどの問題が生じる可能性がある。
管理措置の導入により、支援を必要としている人々の人権が脅かされ、より厳しい状況に置かれる懸念が高まると考えるためです。
そもそも収容問題の根本的なメス（司法的関与と収容期限の上限）が必要。小手先であり、かつ弁護士であれば義務の衝突の問題も生ずる
在留資格期限を過ぎたものを犯罪者とみなすという根本的な姿勢は変わっていないため
監理措置制度により、在留資格のない外国人について、その監視を支援者らが引き受けない限り解放せず、無期限の長期収容制度を存続させる可能生があることを懸念しているため。また、外国人であっても人権は保障されるべきもので、生活の様々な様子などを他の誰かに管理され、誰かに報告されることは人としての自由な営みを阻害する恐れがあり、評価できないと考えています。
支援者を監視者にするなど入管の支配体制に組み込もうとしている。
収容を代替する制度を導入すること、現在の仮放免の制度と比べると処遇に改善が見られる点、また2021年の改正法案から監理人の条件緩和が若干図られたこと等は評価します。他方、依然として制度に不透明な点が多く入管庁による運用の恣意性が排除されない点が大きな問題と考えます。また監理措置対象者、監理人に課される義務の一つ一つが何の目的で定められたのかが明瞭な根拠やエビデンスと共に示されるべきと思います。
監理人に対する罰則があること
入管庁の裁量が諸所にあり、難民をはじめとする外国人の基本的な人権の尊重を原則としない制度であるから。
人は監理(管理)されるものではない

日本では、国際基準/水準（※）にある庇護希望者（および無国籍者）への処遇や生活：居住と生きるための手段/支援に対する法制度と実施がなく、公的資金によるCSO（市民社会組織）が運営する組織はないため。

※ 1

UNHCR「難民保護に関する国際基準-条約と指針-」はじめにより。2012年11月。

難民条約の中核は、非差別、生命または自由が脅威にさらされる領域への送還の禁止（ノン・ルフールマンの禁止）、不法入国・滞在を理由とした処罰の禁止、また時間の経過と共に取得する様々な権利の享受を含む。

※ 2

UNHCR「拘禁ガイドライン：庇護希望者の拘禁及び拘禁の代替措置に関して適用される判断基準及び実施基準について」2012年。<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004738.pdf>
<https://www.refworld.org/pdfid/503489533b8.pdf>

（28）一般原則——庇護希望者の拘禁は最後の手段である—に対するこの例外を利用して、難民認定手続き全体を通じての、または無期限の拘禁を正当化することはできない。

1951年条約第26条は次のとおり定める。「締約国は、合法的にその領域内にいる難民に対し、当該難民が同一の事情のもとで一般に外国人に対して適用される規制に従うことを条件として、居住地を選択する権利および当該締約国の領域内を自由に移動する権利を与える」。UNHCR「『合法的滞在』－解釈に関する覚書（“Lawfully Staying” - A Note on Interpretation）」（1988年）<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/42ad93304.pdf>、
「UNHCR世界協議：庇護希望者の受入れ」<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3bfa81864.html>。

（32）人が庇護を求めていることだけを理由とする拘禁は国際法上、合法性を欠く。庇護希望者が不法に入国しまたは滞っていることは、国家に対し、拘禁または移動の自由に対するその他の制限を実施する権限を自動的に与えるものではない。将来の庇護希望者を抑止すること、または申請を開始した者に対して申請の継続を思い留まらせることを目的として行なわれる拘禁は、国際的規範に合致しない。

※ 3

欧州連合「国際的保護の申請者の処遇のための基準を定める欧州議会及び理事会指令2013/33/EU」

<https://www.refworld.org/cgi-bin/tehis/vtx/rwmain/opendocpdf.pdf?reldoc=y&docid=54899ebb4>

前文（3） [...] 1967年議定書により改正された1951年難民の地位に関するジュネーブ条約の完全かつ包括的な適用に基づく欧州共通庇護制度を設立し、ノン・ルフールマン（追放・強制送還の禁止）原則を確認した。

同（11）申請者に尊厳ある生活水準及び全加盟国において同等な生活状況を確保するために十分な申請者の処遇に関する基準が定められるべきである。

同（18）拘禁されている申請者は、人間の尊厳を完全に尊重して取り扱われるべきであり、その処遇は拘禁状況における申請者のニーズを満たすよう特別に計画されるべきである

同（20）申請者の身体的安全及び心理的安全をより良く確保するために、拘禁は、最終手段の措置であるべきであり、すべての拘禁代替措置が十分に審査された後にのみ適用することができる。すべての拘禁代替措置は、申請者の基本的な権利を尊重するものでなくてはならない。

第1条：目的 本指令は、加盟国における国際的保護の申請者（「申請者」）の処遇のための基準を定めることを目的とする。

第7条：居住及び移動の自由（1）申請者は、受入れ加盟国の領域内又は加盟国により指定された地域内で自由に移動することができる。指定地域は、私生活の不可分の領域に影響を与えないものとし、本指令によるすべての利益へのアクセスを保障するために十分な範囲を割り当てるものとする。

第15条：雇用（1）加盟国は、一次審査の結果が権限ある当局により出されておらず、当該遅延が申請者によるものではない場合、申請者が国際的保護の申請が提出された日から9ヶ月以内に労働市場にアクセスできるよう確保するものとする。

第17条：物質的処遇体制及び医療に関する一般的ルール（1）加盟国は、申請者が国際的保護の申請を行った場合、申請者が物質的処遇体制を利用できるよう確保するものとする。（2）加盟国は、物質的処遇体制が、申請者に対して、必要最低限の生活を保障し、その身体的及び精神的健康を守る十分な生活水準を提供するものであるよう確保するものとする。

第19条：医療（1）加盟国は、申請者が、少なくとも救急医療並びに病気及び重篤な精神疾患の基礎的な治療を含む必要な医療を受けられるよう確保するものとする。

（2）加盟国は、必要な場合、適切なメンタル・ヘルス・ケアを含め、特別な処遇上のニーズを有する申請者に対する必要な医療援助又はその他の援助について規定するものとする。

「入管法改悪反対NO!の先にあるのは、ともに生きる人権YES! 私たち外国人も人間であり、帰らないじゃなくて帰れないことです、日本政府むしろ日本の入館は国際社会の難民条約の状況による満たすべきであることを知らないふりしないで欲しい、同じ人間なのにウクライナ人たちには難民認定を直ぐにしたこと、と同じくほかの国の難民申請者にも同じく与えるべきである。

これまで仮放免の保証人となっている人が監理人になれなくなることにより、これまでであれば収容から解放されていた人も解放されなくおそれがある

入管が裁量を持っていることに変わりはないため

仮放免者の生活と権利を保障する制度ではない。仮放免者に対して、国の管理を強化し、その管理・監視の下請けとして支援団体や弁護士を使おうとする制度である。

法案で示された監理措置には多くの問題点が含まれていると思われます。多くの条文が改正・新設されているものの、詳細な内容は明確ではなく、出入国在留監理庁の権限によって実質的に運用されるものと想定されます。本来、入管収容という人身自由の剥奪は、政府の責任において、国際人権諸条約に遵守することを前提に、具体的には入管収容を司法的判断によって必要最小限、かつ最終的手段として用いられなければなりません。そして、入管収容に代わる方法として「収容代替措置」が提唱されていますが、それはあくまで今般の改正法にいう「監理措置」とは異なって、個人の尊厳を基にしたものです（A/HRC/39/45, paras 16-18.）。

保護策として適切とは考えられない。

収容制度の本質的欠陥を解消できるものではない、支援者に支援と両立しない義務を負わせる

そもそも収容の定義や理由に様々な問題があるのに、監理人をつければ解決できるものではない。かつ監理人になると、かなり重い負荷や責任が伴う事が問題

利益相反となり弁護士としては監理人になれない

もう何年もかわらない入管制度に苛立ちを覚えています。

監理とは「管理、監視する」ことであり、支援団体としてその役割を担うことはできない。

監理措置では収容の司法審査がないこと、収容の必要性の理由が明らかにされないことなどの問題を解決することができないだけでなく、監理の実施の詳細や、外国人・非正規滞在者に対する意識の意図的な方向づけという、新たな問題を生む可能性が高いという意味において、評価できないと考えます。

主に2つの理由があります。

①政府はこの制度により対象者の制限を軽減させると謳っているかもしれませんが、この制度のそもそもの対象が狭く、それゆえに入管施設に収容されるケースが多く発生するのではと危惧しています。
②監理人となる人（支援者）は入管に対象者の状況を報告する義務が課されるため、支援者のスタンスが変わってしまい信頼関係が築けない可能性もあります。私はこれまで被収容者、仮放免者と接してきた中で、彼らがどのような背景で日本に来たのか/残りたいのか、など彼らの背景について知るには、信頼関係の下、正確に知ることができると感じています。このままだと、そういった政府こそ知らなければいけない彼らの声がどんどん小さくなってしまわないでしょうか。

難民条約の精神・主旨に反している

監理処置を引き受けたことによって入管庁の管理下に置かれ長期収容の助長。
また、②東京弁護士会が懸念されている中に恣意的拘禁がさらに拡大され、例えば支援者と被支援者の関係性は希薄となり、支配と被支配になっていくと思われる。

全てが入管庁（主任審査官）の裁量による点で現状となんら変わりなく制度上原則収容主義からの改善がなんら保証されない上、実質的に監理人に監視義務を負わせるものであるから。

入管による恣意的裁量の危険が解消されず、全件収容主義や長期収容を解決するものではなく、長期収容の責任を本人や市民団体になすりつけるに過ぎないこと

「監理」という言葉からの取り組み姿勢が問題
基本問題を直視することなく、小手先の手法で、長期収容者を外部に丸投げする発想がおかしい。
問題が多く、一方、導入するメリットはない
支援対象者を監理するための措置であるため。義務や罰則を市民に科すことは、難民支援の立場とは相反するため。本来は、本人の意思が尊重され、自由や権利が確保されたうえで、ソーシャルワークの視点に立ったケースワークがなされるべきだが、それらが無く、あくまで「監理」が目的であるため。
外国人の人権が軽視されているから
現行制度の改善でなく、現状課題を今後、正当化する要因を作り出すため。また、市民の理解を間違った方向へと方向づける作用を促す要因ともなります。
入管による恣意的裁量の危険が解消されず、全件収容主義や長期収容を解決するものではなく、長期収容の責任を本人や市民団体になすりつけるに過ぎないこと
"逃亡"および就労による罰則が新設されること、および監理人に報告義務と過料が課されうることから評価できません。また長期収容について「(適当と認められる) 監理人の不在」に責任転嫁される懸念が強いと考えます。
国際的な基準による「収容代替措置」と言えるものか疑問であること。また、監理措置対象者への生活支援が民間の努力のみに拠っていること。
管理人となることにより当該の外国人の人権を制限する。自由を束縛する
条文によれば原則収容主義の存置そのものであり、また、入管の権限を大幅に拡大して、入管が監理人を制裁をもって厳しく管理し、被監理者を監理人に厳しく監視させると共に、被監視者に対する刑事罰も創設し、しかも、退去強制令書の出ている被監理者にはいっさい就労を認めない。結果、彼らの生存をますます困難にするものであるからである。また、監理人の資産等を含む個人情報を入管が各所に照会して獲得することも可能になると理解している。
外国人の不当な管理が発生する可能性がある
日本の難民認定率は、他のG7各国と比較して、極端に低く、日本政府は、難民条約を順守していない。また、日本の入管収容について、国連の人権委員会からの勧告を受けている。これは、日本には、国際基準の沿った難民保護法、難民認定法がなく、また、国連の人権委員会の勧告に対しても、日本政府は、法的拘束力はないとして法改正を行わなっていない。 難民認定や難民保護、入管収容や送還については、難民・難民申請者を排除する政府の意向に基づく、入管庁の恣意的な裁量が行われている。(また、特に、欧米以外の外国人に対する偏見・差別が見受けられる。) 監理措置についても、入管庁の恣意的な裁量によって判断され、決定されることになるので、反対します。

「その他」理由

国際規約に反し、人権尊重精神なきものだから

(8) 監理措置の決定・取り消しについて、懸念される点をお答えください。(複数回答可)

	回答数	割合 (132人中)
制度の名称に「監理」という表現が使われていること	82	62%
保証金の納付を条件とすることができるとされていること	86	65%
監理措置の要件が明確ではないこと	122	92%

監理措置取り消し処分の理由が告知されないこと	112	85%
監理措置対象者自身の責によらない理由（監理人の選定取消や、監理人が辞任や死亡した場合）であっても、監理措置が取り消されてしまう可能性があること	107	81%
代理人・保佐人・後見人による代理請求ができないこと	80	61%
特になし	0	0%
その他（※）	11	8%

※「その他」詳細（自由記述）（原文ママ）

現行の仮滞在同様に、審査に数ヶ月かかることが懸念される。
対象者の自由を奪う処分であるにもかかわらず、行政のみで決定できること。
質問18の回答を参照してください。
明確な人権侵害
国際基準・水準に合致していない法整備のあり方
「入管法改悪反対NO!の先にあるのは、ともに生きる人権YES! 私たち外国人も人間であり、帰らないじゃなくて帰れないことです、日本政府むしろ日本の入館は国際社会の難民条約の状況による満たすべきであることを知らないふりしないで欲しい、同じ人間なのにウクライナ人たちには難民認定を直ぐにしたこと、と同じくほかの国の難民申請者にも同じく与えるべきである。
司法の関与がない手続、主任審査官による恣意的判断のおそれ
7に対する回答をご参照ください。入管のフリーハンドで決められています。また、原則収容主義そのものですよ。
①判断主体が、主任審査官であること、②「その他事情」「相当と認めた」等恣意的裁量の危険が解消されないこと

(9) 監理措置の決定・取り消しについて、意見やコメントがあればお聞かせください。（自由記述）（原文ママ）

3か月ごとの見直しも内部の手続きに留まるので、全く実効性に期待できない。
要件が明確でないことや、取り消し処分の理由の告知の問題があるため、実際に運用が開始された場合、処分に対して訴訟が提起される可能性が高い。この監理措置を導入するのであれば、訴訟リスクを入管庁は検討しているのか疑問。
収容は入管職員ではなく、裁判所などで決定することが必要で、監視する必要はない。
恣意性を完全に排除する必要がありますが、入管には無理だと思います。
入管庁による恣意的な決定、取り消しに反対。
告知されないで、勝手に取消されることは本当に許し難い「法律」だと思います。これは人権の問題として人の処遇を決定づけるのに本人にその理由が開示され、両者合意ではないと言うことは決してあってはならないと思います。
理由を法的に明確にして運用すべき
監理措置の決定／取り消しが入管の一存で決まることが問題。

入管当局による判断ではなく、司法による審査があるべき。
人様の人生を監理すること自体が言語道断です。
管理人は様々な理由から辞任等することも考えられるため、管理措置対象者自身の責に帰すべき理由がない場合には、取り消されないようにすべきだと思います。
監理措置取り消し処分の理由が告知されないこと 政治的な判断などによった場合、憲法および本来の趣旨である基本的人権を守るという観点から、対抗力を持ちえない。透明性のない決定は言語道断である。
入管の裁量で行えること
監理者になるものの選定から取り消しまで、全て主任審査官の裁量の下で決定され、その選定基準や判断理由が明確化されぬままのこの制度の導入自体に反対です。
最大の問題は決定と取消の判断が入管にあり、また判断の理由を説明する義務が無いこと。
勝手なことを言わないでほしい。
質問18の回答を参照してください。
そもそも「監督・管理」を意味する「監理」という用語を使用すべきではないと考えます。
判断が主任審査官に委ねられており、かつ具体的な許否基準もないので、恣意的に判断される懸念が強い。
監理措置の決定・取り消しというのは、人の身体の拘束という重大な事柄に関わることです。そこに司法を介入させず、その要件が明確に示されることも無いまま、行政機関である入管庁(主任審査官)の判断に一任されるということは、あってはならないことだと思います。
入管の裁量に委ねられていることに変わりはない
監理措置そのものを廃止すべき
入管の裁量が大きく、監理措置が認めなければ無期限の収容が続くことが考えられ、長期収容の根本的解決につながっていない。
監理措置ではなく、仮滞在と同様の制度を設け、生活が維持できるようにするべき
生活費、医療に対する支援など明確でない
恣意的に運用されることが予想されると思います
入管当局でなく、第三者機関が判断する、少なくとも、チェック可能とする制度にすべき。
裁判所の関与が必要
監理措置の要件が明確でない点は非常に問題である。 そもそも政府は難民の『監理』を社会組織(弁護士や難民支援者等)に要求するのではなく、こうした現状を変えるための早期の難民認定と難民の日本社会への活動参画の機会を与える事が必要である。難民の全件収容や手続き及び収容プロセスで発生する経費に国費を割くのではなく、長期的な目線で難民に保護費を支給し、社会への復帰により生計を立て、ゆくゆくは納税をして貰った方が日本にとってプラスになるのではないかと考えます。
・保証金を納付することが条件の人が、保証金を納付しない場合は、収容されたままになります。また、管理人が見つからない人も、同様に、収容されたままの状態におかれます。保証金を工面したり、管理人を探すことは、本人の自助努力や力量に左右されると思われますので、本人が福祉的に弱い立場にある人(例えば心身の疾患等がある)の場合は、困難さが伴うと思います。
今回の法案に記載されている監理措置では、収容が続くか、監督措置かという選択のみが収容者に対して与えられているような制度になっているため、もっと収容者の人権を配慮した制度づくりを求めます。
監理措置の決定、取消しに係る判断の基準や根拠が開示され、判断の妥当性や手続きの適正性を外部から

チェックできる体制をセットで定めることが必要だと考えます。

裁判所等の独立した第三者が法的基準に則って公正に判断すべき

制度設計としての課題が懸念される。

監理措置の決定・取り消しについて、処分の理由が告知されないことをはじめ、不透明で、広汎な行政裁量権の制度が維持されており、申請する者の視点にたった規定、内容をともなった制度ではないため、対象者自身、監理人ともに、実際に活用することができない制度になる可能性が十分にある。何のための新たな制度であるのかという根本的な課題が存在している。

※行政手続法8条1項には、(理由の提示)行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。とされている。

※行政手続法3条10項には、(適用除外)外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導とされるが、収容代替措置の在り方において、再考されなくてはならないのではないのでしょうか。

「入管法改悪反対NO!の先にあるのは、ともに生きる人権YES!私たち外国人も人間であり、帰らないじゃなくて帰れないことです、日本政府むしろ日本の入館は国際社会の難民条約の状況による満たすべきであることを知らないふりしないで欲しい、同じ人間なのにウクライナ人たちには難民認定を直ぐにしたこと、と同じくほかの国の難民申請者にも同じく与えるべきである。

条件等が不明瞭であり、出入国管理庁の権限で運用されることが懸念されます。国際人権法に則った収容代替措置を検討すべきと考えます。

そもそも、入管での業務を支援する形にもなる中で、入管の判断で勝手に取り消しができる事

裁量によるものであり、収容の制限につながるか不明。

監理措置の決定・取り消しについて、不透明すぎる。

監理措置の要件を明確に定めず入管庁の裁量で決めていくやり方は、これまでと変わらずに人権に関わる問題が多発するのではないのでしょうか。

入管庁があまりに独立した機関であるがゆえに「監理処置の決定・取り消し」が常に独断専行、専横するので入管庁を一度組織を改変しなおしてからでなければこういうことはしてはいけない。つまり、入管庁に組織的な点検機関を設置してからでないといけない。

その理由を 始めに明確にしておくことは必須 個別事由となれば意味がなくなる

決定、取り消しともに要件が明確ではなく、恣意的な判断がなされる可能性があることを危惧する。

取り消しを指示します

政府は、監理措置によって長期収容問題が緩和されるという趣旨の主張をしていると認識していますが、そのように主張されるなら少なくとも、収容が例外的措置であることを明記すべきです。また監理人について、入管が“適当と認められる者”のなかから選定されること、入管が“相当でない”と認めるとき“監理人の選定を取り消すことができる”としている点について恣意的な監理人の選定や取り消しが生じかねないと危惧します。

・「支援」の役割を包含した名称が必要。

・保証金を払えないために収容が続くことや、第三者が支払うことのないよう、また保証金に係わる搾取のリスク(監理人となる者による搾取を含む)を防ぐため、保証金を要件に付さない、もしくは、「本人の支弁できる範囲内」や「本人の資産を考慮すること」等明記すべき。

・監理措置の要件の判断基準が明確にされておらず、措置の決定が依然として入管の裁量に委ねられている。「その他の事情」を削除し、不許可事由を具体的かつ網羅的に規定すべき。

・収容の目的を達成するために必要な可能な限り短い収容期間の上限を設け、そして、収容の必要性・相当性を司法審査により判断すべき。「個別事案ごとに収容か監理措置かを選択する」仕組みではなく、「収容を最後の手段とすることを確実にする」法律が必要。そして、そもそも難民申請者が、収容や監理措置、仮放免といった立場ではなく、安定した地位を得て難民申請の結果を待つことが認められるべき。

- ・ 監理措置取消処分時に、その理由の告知を行うことを規定すべき。
- ・ 監理措置対象者自身の責によらない理由であるならば、監理措置は取り消さないことを規定し、政府の責任で事態の解決に務めることが必要。
- ・ 日本に身寄りのない者を考慮して、代理人、保佐人、後見人による代理請求を可能とすべき。

入管庁による恣意的判断により当該の外国人の生活・生存そのものが左右される

7をご参照のこと。もう少し項目を増やした方が良いのでは？また、項目に不正確なものがあります。

本人に不利益をもたらす判断をするときは理由を開示すべき。意思決定者が正しい判断をできるように、きちんと状況を理解するための仕組みを作り、かつ意思決定においては透明性が確保されるべき。

入管当局がかつてに決めることが問題

(10) 監理措置対象者の処遇について、懸念される点をお答えください。（複数選択可）

	回答数	割合（132人中）
すべての監理措置対象者に対して就労が許可されていないこと	119	90%
監理措置対象者の生活保障について、国による予算措置が不明瞭であること	112	85%
監理措置対象者の住民登録や国民健康保険への加入の可否が不明瞭であること	116	88%
監理措置中の住居がどのように確保されるのかが不明瞭であること	113	86%
監理措置中に逃亡した場合に罰則があること	99	75%
就労許可のない監理措置対象者が就労等を行った場合に罰則があること	104	79%
特になし	0	0%
その他（※）	5	4%

※「その他」詳細（自由記述）（原文ママ）

質問18の回答を参照してください。
犯罪者であるという前提が色濃いこと
国際基準・水準に合致していない法整備のあり方
「入管法改悪反対NO!の先にあるのは、ともに生きる人権YES! 私たち外国人も人間であり、帰らないじゃなくて帰れないことです、日本政府むしろ日本の入館は国際社会の難民条約の状況による満たすべきであることを知らないふりしないで欲しい、同じ人間なのにウクライナ人たちには難民認定を直ぐにしたこと、と同じくほかの国の難民申請者にも同じく与えるべきである。
7をご参照。退去強制令書発付処分を受けた被監理者には就労許可がないはずです。大きな問題です。

(11) 監理措置対象者の処遇について、ご意見やコメントがあればお聞かせください。（自由記述）（原文ママ）

退令発付後の監理措置対象者はどうやって生きていくのか全くビジョンが見えない。監理措置取り消されて収容となったら、今と同じく無期限収容になる。
--

監理措置を取るために保証人等様々な条件をクリアしているのだから、就労を許可しないのはおかしい。収入がなければ、生活が不可能であってこの物価高の中で人の善意に頼って生きるといのは、あまりに無責任。

最低でも就労は許可されるべき

社会一般の人に認められている水準以上の生活と医療の保障が必要と思います。

就労せずにどのように生活せよというのか、理解できない

就労、健康保険への加入を許可しなければならない。

能力があり、働く意欲のある人が仕事に就けないことは全ての人にとって大きな損失です！

就労が許可されないのはあり得ない。日本社会にとっても本人にとっても損失だと思う。

仮放免制度よりも劣悪だと思います。なぜならば、上記の点を不明瞭なままにしているからです。

生活保障について、具体的に法的に定める必要がある。就労させないなら、公的生活保障をみとめ、公的生活保障がないなら、就労可とする。

国家が対象者の自由を奪うのであれば、生活を保障すべきである。また、対象者が障害その他の理由で生活が困難であれば、国家は社会保障をつうじてその生活を保障すべきである。

10でチェックした通りであるが、就労禁止が最大の問題。

人間としての基本的な権利と生活を保障してほしい。

現状では生地獄であり生きられる保証が全くない、生活保護以下の生活費しか支給されず、事実上物乞いになっている。就労不許可に加え健康保険に入れない為、病気になっても十分な医療を受けられない場合が多い。

卑劣としか言いようがない。

就労が許可されず、生活の保障もない管理措置対象者を監視し、就労等行った場合には罰則を課したり、生活状況について報告義務を課されるようでは、管理人のなり手はいなくなると思います。管理措置対象者の中には、小さな子ども、病気の人、生活を援助してくれる人が全くいない人がたくさん存在するので、最低限の生活保障は行うようにすべきです。

一定の罰則があるとしても、その要件については現実および支援の制度との状況を鑑みて規定されるべきである。

就労できず十分な支援としての資金などを得られない場合などの行為に対して、罰則を設けるべきではない。社会福祉や人権の観点から考えれば、そのような支援が得られない事そのものが制度としての欠陥である。

端的に言えば、就労は可能とされるべきである。

就労許可も政府による生活支援もない状況が続くことは引き続き問題だと考える。

監理措置対象者の処遇については、そもそも退去強制令が出されたり、他の国に帰るに帰れない人たちを監理するという前提から見直す必要があると思う。そのため監理措置対象者の処遇については全面的に反対する。

生活保障もなく、就労も認められず、国保にも加入できず、住居もなく、どの様に暮らしていけ、というのでしょうか。これまでの仮放免と同じ状況下に置きかつ更なる民間による監理・監視や罰則規定を設け、その上対象者の住居支援や生活支援を支援者や団体に丸投げしよとする、もはや「処遇」とも呼べないこの様な改定はやめて、基本的人権の確保をもって処遇として頂きたい。

現行の被仮放免者の場合と同様であるが、収容を免れても就労が許可されないことも含めて生活の保障が無い状態であれば、生きて行くことが困難になる。日本で生きて行くことを困難にすることによって、自主的な帰国を促そうとする脅迫的な運用という構造について何ら改善点が見られない。

都合よく利用するだけではないか？

質問18の回答を参照してください。

政府案では、監理措置対象者への生活支援について、監理人が「住居の維持に係る支援、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めるもの」とされていますが、本来は国が住宅・生活・医療の支援をおこなうべきであり、民間に丸投げすることは許されません。

8で回答した通り、監理措置制度の導入自体に反対。監理対象者の処遇が一部改善されたところで、7で示した懸念は解消されない。
10は、仮に監理措置が導入されることを前提として回答した。仮に10の懸念点がすべて解消される条件のもとで監理措置が導入されるのであれば、本来入管が意図している監理措置の目的は達成されず意味をなさなくなる。監理措置という枠組み自体が問題。

收容を解かれた人たちが、どこでどのように生きるのかを具体的に想定しなければならないと思います。生きるためには、就労許可、社会保障が必要です。全ての社会保障を剥奪された上で收容を解かれても、人は生きていけません。

仮放免許可者の場合よりも管理が強化されることが懸念される

非正規滞在者も人間であり、その人権を最大限保障する義務が行政にある。

すべての監理措置対象者に対して就労が許可されていないことは非常に大きな問題である。

対象者の権利が明確でない

現在の法案では、監理措置対象者が『人』として扱われていない。国際社会の動きに反したあまりにも前近代的な考え方である。

- ・管理措置対象者の中で、就労が許可されていない人たちは、どのように生活費を工面すればよいのでしょうか。結局、現行の仮放免者と同様な立場といえます。親族、支援者等の誰かに経済的に依存する生活を強いられるのみならず、成人した人間としての自尊心を踏みにじられることにつながります。また、法に反して本意ながら、生き延びるためにアンダーグラウンドの就労に携わらざるをえないかもしれません。その場合、罰則が科せられるのはあまりに人道上、無慈悲としか言わざるをえません。
- ・また、仮に、就労が許可された人の中でも、健康状態、家庭の事情、言葉の壁等があり、すぐに就労できない人もいられるかもしれません。したがって、就労の有無にかかわらず、必要な生活費や住居が保証されるべきだと思います。
- ・また、対象者の生活全般の保障については本案では明記されていません。対象者の住む地域で住民登録され、医療保険にも加入できるなど、対象者が地域住民として安心して暮らせることが必要だと考えます。

監理措置対象者の生活保障に関して議論を深める必要がある。就労許可のない対象者が生活困窮に陥ることが目に見えている。

收容期限を6カ月以内とする前提が必要であること。就労を認めるべきこと。監理措置の長期化した場合の正規化の道を一定の期限に区切ること（例えば5年以上の不安定な地位は回避する等）

監理措置対象者への支援が制度化されていない点が問題だと思います。また收容所外での処遇については入管単独で対応できない事項も多いと思われるため、関係省庁や自治体、市民社会との協力が不可欠だと思いますが、そうした協力体制が構築できているのか、今後できるのか疑問です。

支援に携わる市民社会との十分な対話なしに制度を設計していることに懸念

国際基準・水準（※）に合致していない監理措置対象者の処遇

※UNHCR「拘禁ガイドライン：庇護希望者の拘禁及び拘禁の代替措置に関して適用される判断基準及び実施基準について」2012年。<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004738.pdf>
<https://www.refworld.org/pdfid/503489533b8.pdf>

(28) 一般原則——庇護希望者の拘禁は最後の手段である—に対するこの例外を利用して、難民認定手続き全体を通じての、または無期限の拘禁を正当化することはできない

(37) 庇護希望者の自由を制限する拘禁の代替措置は、その人権に影響を及ぼす可能性があるため、人権基準（独立機関による個別ケースの定期的再審査を含む）に服さなければならない。拘禁の代替措置の対象とされた者は、適用可能な、実効的な苦情申立て制度及び救済措置に、時機を失することなくアクセスできる必要がある。拘禁の代替措置は、理論的に利用可能であるだけでは足りず、実際にアクセス可能なものでなければならない。

(38) 特に、拘禁の代替措置は代替的形態の拘禁として用いられるべきではなく、また放免の代替措置となるべきでもない。さらに、庇護希望者の移動の自由の制限をとまなわれない、通常の開放型受入れ態勢の代用となるべきでもない。

(39) 拘禁の代替措置を立案するに際しては、国が、最小限の介入の原則を遵守するとともに、とりわけ弱い立場におかれた集団（子ども、妊婦、高齢者、障がいのある者またはトラウマを経験している者など）の特有の状況に細心の注意を払うことが重要である

「入管法改悪反対NO!」の先にあるのは、ともに生きる人権YES! 私たち外国人も人間であり、帰らないじゃなくて帰れないことです、日本政府むしろ日本の入館は国際社会の難民条約の状況による満たすべきであることを知らないふりしないで欲しい、同じ人間なのにウクライナ人たちには難民認定を直ぐにしたこと、と同じくほかの国の難民申請者にも同じく与えるべきである。

対象者の基本的人権の保障がまったく検討されていない。

すでに退去強制令書が出された者の生活維持をどうするのか、その部分は収容のあり方とセットで考えないといけないのではないだろうか。

まずは、人権や命に係わる問題の課題に応えられていない。

「監理措置対象者」が就労できず、国保など社会保障からも排除され、最低限の生活を送ることさえできない。

全ての人に就労許可が出されないと、生活が困窮し、逃亡を試みたり、犯罪に巻き込まれる可能性もあります。住民登録や国民保険の加入についても同様のケースが考えられます。社会一般水準に照らして彼らが生計を立てられる状況を作ることを望みます。

入管規則の処遇規定の改善も並行して議論し改善する必要がある。

人間が生きるためには、お金を稼ぎ、衣食住を担保する必要がある。人の中に交わり、できることを行い、生きることを自立という私は考えます。それは、この国で暮らす上で、どの立場にいる人にも等しくあるべき権利であり、国が一人一人の力を生かしつつ、存続していく上でも大切なことであると考えます。当たり前になって然るべき権利を蔑ろにすることは、人々に真っ当な考え以外の道を選択させる可能性を高めると考えられます。

就労が禁止され その間の生活が保障されない場合 どう生活するのが不明

対象者の自由や権利が保障されておらず、「収容代替措置」になっていない上に、現在の仮放免の課題が何ら解決されていない。
収容から放免された人のほとんどは何らか医療のニーズがある。国保に加入できないことで適時に適切な医療を受けられない可能性がある。
また、住民登録の可否が不明瞭であることを考えると、税金等の関係において、住民登録せずに就労が本当に可能になるのか疑問が残る。また仮に就労が許可されたとしても、在留資格が無い、住民登録もされていない人を雇用に至るのかも疑問。

教育や医療を受ける権利利益は、尊厳をもって生きるにあたり不可欠の要素であり、これらが実質的に保障されるべきです。

収容を解いたとしても、生きていけない環境へ個人を追い込むような、非人道的なシステムを新たに作り出してはならない。全対象者への就労許可の付与を可能とすることに加えて、収入やその他の支援がない人には政府が支援するなど、隙間のない生活保障（住居を含む）と、必要な予算措置を行うことを明確にすべき。自治体での様々な施策とも組み合わせ、地域社会レベルでより適切な支援ができるよう、住民登録や国民健康保険への加入も可能とすべき。

国際的基準に即した人権の保障が必要

7の回答参照のこと。住民登録もできず、国民健康保険にも入れないですね？そこも大きな問題です。

民間に生活支援をさせるのではなく、政府が責任を負うべきではないか。国の予算で住居や医療など必要最低限の生活保障ができないのであれば、就労許可を与え、自助努力で生活することを認めてほしい。

政府入管庁から独立した第3機関が担うべき

(12) 監理人の役割・義務について、懸念される点をお答えください。（複数選択可）

	回答数	割合（132人中）
監理人の役割に対象者の生活状況の把握が含まれていること	98	74%
監理人の役割に対象者の指導及び監督が含まれていること	106	80%
対象者の生活状況、監理措置条件の遵守状況を入管庁へ届出／報告する義務が監理人に課せられていること	117	89%
監理人が対象者を支援する目的が「条件遵守の確保」のためと規定されていること	106	80%
監理人に対する罰則が規定されていること	112	85%
特になし	2	2%
その他（※）	4	3%

※「その他」詳細（自由記述）（原文ママ）

質問18の回答を参照してください。
制度設計上の課題（目的および基準（人権遵守）、予算）
守秘義務違反や利益相反のおそれがあるため、弁護士は保証人になれない
資産も含めて入管に照会されて把握され得ること。

(13)監理人の役割・義務について、ご意見やコメントがあればお聞かせください。（自由記述）（原文ママ）

被收容者と支援者の信頼関係を利用して、監視を強めようとする制度。解放されるために、監理人に踏み絵を迫るもの。どうしてこんな口クでもない、人道にもとる発想ができるのか。
現在監理人として対応が可能な団体などは、予算もない中で支援を続けている。これ以上の業務は不可能であり、罰則を科すような重い責務を負わせるのであれば引き受ける者は限られる。ただ、予算措置が付くのであれば、これまでの支援者・支援団体ではなく、技能実習生や留学生の対応をしているような民間団体が営利目的に関与するおそれもあるかと思う。その意味でも、監理人の役割等詳細に検討すべきではないか。
管理人にはなりたくないなので意見はない。
そもそもの負担が大きいことに加え、依頼者に対する忠実義務や守秘義務を負う弁護士は就きえない義務が含まれている。結果として人権意識を欠いた者らによる監理ビジネスのようなものが成り立ってしまうと、人権侵害の温床にもなりかねない。
監理人はまくまで難民サイドに寄り添うべきもの(監理人という名称はそぐわない)
管理人制度は入管の仕事減らしのためで有り、到底承服できない！
支援者が監理人にされることは決してあってはならないです。
監視する役割では、良識的な個人や団体は誰も引き受けない。
12で述べたとおりであるが、罰則規定が最大の問題。
現行草案では要請されても就任したくない
監理人という名前を改め、難民候補者保護サポーターという名称に変更すべきです。
私（たち）はこれまで、「支えてくれる人（たち）」と認識されており、この認識を損うだけでなく、民間人にこのようなことを担わせるというのは（これまでも公的支援が行き届かないところに多くの人が時間と労力

を割いているが) とんでもない怠慢。
このような義務や罰則まで課されるのでは、管理人になることは難しいし、管理措置対象者との信頼関係を築くことも難しくなります。
監理人が対象者を支援する目的が「条件遵守の確保」のためと規定されていることから分かるように、収容の対象となる外国人が、「監理人」による指導監督のもと、日本の社会内で生活できる制度という制度趣旨から乖離している。 どのように日本社会が受け入れられるのか、対象者が日本社会に溶け込むかという点について規定されていくべきである。
支援団体・支援者は、本来、対象者を支援する・寄り添う立場であるのに、関係性としてそれが成り立たなくなってしまうことに懸念を感じる。
支援団体などの存在ありきで成り立っているように作る制度はよくないと思う。支援団体などを必要としているなら、指定NPO法人にするなど、政府からの金銭面を含む援助が必要だと思う。
監理人の役割・義務は、入管の代理人としての監視者となるが、本来被収容者の権利保護者としてあるべきと考えるから、
親族や弁護士、支援者や支援団体にこの任務を課すこと自体が間違いだと思います。
出入国在留管理局の代理として監理措置の対象者を指導、監督し、生活状況を報告する義務を負うことは過大な負担であり、また、対象者の利益に反するので、このような役割を積極的に果たす意味がない。
自分の周囲の多文化共生に関わる人たちの中で、誰がやるのか創造がつかない（誰もやるとは思えない）。
監理人と言いながら何の権限がないのではないか？
質問18の回答を参照してください。
繰り返しになりますが、そもそも「監督・管理」を意味する「監理」という発想に立った制度設計をすること自体が誤っていると考えます。このような制度が導入された場合、従来、人権擁護の観点から仮放免者の生活・住宅・医療の支援をおこなってきた各支援団体や個人の活動にマイナスの影響が出ることを懸念します。
対象者の生活状況や監理措置条件を把握して届出、報告することは、現状の仮放免の保証人と比較して、あまりにも過大な負担であるほか、当事者支援の立場からは利益相反となる。
民間人が入管業務を請け負うことに反対。 実務面でも、ボランティアではおそらくその義務が果たせない監理者が続出するのでは。一方で、有償にすれば、貧困ビジネス生まれる可能性も。
一般市民に人を監理(監督・監視)する義務を担わせることを法制化することは、憲法違反ではないでしょうか。
「監理人」という呼称や届出義務・罰則規定を懸念している。条文によれば監理人の役割は、相談、助言、情報提供などソーシャルワーカー・援助人のような役割が期待されているにもかかわらず、監督し取り締まる監理人の役割も課され、二つの役割が同時に成り立つのか、制度を検討した方がよいと思う。
仮放免条件は非現実的であり、監理人は常に虚偽申告することを強いられる。
監理人に対する責任が強化される
非人間的な措置である監理人制度には誰も関わりたくないであろう。
弁護士が実際に担うことは難しいと考えられる。
罰則規定により報告を義務化させることは、支援者・弁護士と対象となる外国人の信頼関係を壊し、支配・被支配の関係を持ち込むことになる。
入管は外国人の保護を目的とすべきであり、監理し、罰することが目的となってはいけない。肉体的にも社会的にも「健康な生活を送る権利」を尊重し、対応すべきである。

短期収容を目指しているのは理解するが、今回の取り組みでより良くなるのか疑問。
支援者や弁護士と仮放免者の間には信頼関係がなければ支援等は成り立たないところ、監視等をさせられては信頼関係が壊されるのは明らかだと思います。特に、監理人に対する罰則が規定されているというのは、信頼関係を破壊する要因として大きすぎるように思います。
報告を行うと、弁護士の守秘義務に反することになる。
字の示す通り、入管に代わって「監視役」とさせようとしてるとしか思えない
弁護士が支援者になれる制度であって欲しい。また一般人が支援者になりやすい制度であって欲しい。人として支えたいという思いで。
監理人の負担が大きすぎる。負担を増やすばかりで管理対象者(難民)に適切な支援ができなくなる可能性も考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・管理人の主な役割は、対象者の監視です。この業務を民間人に担わせ、民間人を当局（国家権力）の管理下に置くような仕組みは容認できるものではありません。 ・一方、監理人の役割として、監視を行うと同時に、「支援」（住居に係る支援、必要な情報の提供、助言その他の援助等）があります。したがって、監理人は、対象者の生活を把握し逃亡しないように見張る「監視者」と彼らの生活を支援する「援助者」という利益相反する立場性や守秘義務違反を同時に担わされることとなります。果たしてこの両方の機能を誰が担うことができるのかは疑問です。 ・また、対象者の生活支援や必要なケアに係る負担を民間人に転嫁しているにもかかわらず、監理人に対しての罰則が規定されています。本来、監理人には、当局から委託費が十分に支払われてもよいところを、監理不行き届きとして責められるような罰則が科せられるならば、誰がそれを引き受けるのか、ますます疑問です。
入管庁に監理人を適切に選定、監督を行う体制があるのか不明。金銭的な援助も制度化されておらず監理人のボランティアな意思に依存した不安定な制度だと思います。
国際基準・水準に合致していない監理人の処遇
特になし
私たちは、相談・支援を必要とする人々の生活と権利のために日々活動している。国家の下請けとして、人々を監視したり密告したりするために活動しているのではない。
このような民間人の責任における「監理」制度自体に問題があります。「収容代替措置」または「放免」（＝在留資格の付与）を考慮すべきです。
監理人は責任は持つべきであるが、負担は極力軽減させるべき。特に就労ができない監理対象者の就労に対する監理責任は最小におさえるべき。
入管にとって都合のよい制度は、対象者にとって不都合である事。
監理人制度は必要なく、端的に司法審査を導入して収容を制限し、社会権規約に従い就労を認めるべき
監理人の義務が多すぎ、罰則まで課せられ、監理人は政府に監理される存在になる。
監理人の制度自体が、逃亡するものが多いからと言うことを建前にし、入管の行っている業務を民間人に肩代わりさせるといった信じがたい発想を元にした制度案です。
監理人が入管庁へ報告する義務があるとなると、対象者と監理者との間には信頼関係を築くことはできないと思います。監理人への罰則は、対象者への指導や監督がより厳しくなることも予想され、支配者、被支配者の構造となってしまうことが危惧されます。
監理人には支援者・支援団体が含まれているようですが、NPOからすると支援として経費を前提とした資金援助を条件に、役割・義務の押し付けが心配です。現行の入管庁の職員を減らす意味もあるのだから民間の請負業に任せるようになるのでますます死者が増えるのではないかと。
守秘義務違反や利益相反のおそれがあるため、弁護士は保証人になれない
監理人制度そのものに反対ですが 支援者に当たる人が必要であれば 住所・連絡の把握までと思います

現在、当会では一人ひとりへの支援を行っているが、支援対象者への指導や監督は行っていない。ソーシャルワークの理念の一つである、対象者自身の自己決定を尊重している。指導や監督は現在当会が行っている支援方針に反する。

また、入管庁への届出・報告義務は、難民支援・保護とは相反する。

届出/報告義務について：「何かあった際には入管に対し”告げ口”される」となれば、安心できる人となりづらくなってしまいます。社会における助け合いの關係に不安をもたらすもので、曲がりなりにも「多文化共生」を志向する社会の向きと逆行します。

・届出義務は、弁護士は利益相反となり、支援の観点からも、対象者との信頼関係構築の弊害、職務倫理に反することが懸念される。

・監理人の要件には倫理的な規程がなく、その選定にあたって本人の意思は考慮されないため、対象者のプライバシーの侵害や越権行為、搾取を招くことを懸念する。

・監理人の役割から「監督」は削除し、当局へ届出を義務化する規定を設けるべきでない。

・支援にかかる努力義務があるならば、その目的は、個人の尊厳を守り、福祉に資する観点から規定する必要がある。

管理人にたいして入管庁の下請けのような役割を課すことに反対

7への回答参照。それだけではないですが。守秘義務を負う弁護士は受けられないですし、支援者も監視などを始めたら被監理者との信頼関係を保てないです。本人がOKしたら守秘義務が外れるとか、そういう問題じゃないです。弁護士や支援者が依頼者を管理・監視・支配しながら、入管に弁護士や支援者が管理・監視・支配される構造ですね。

新たな貧困ビジネスとなり得る懸念がある。

あくまでも「支援」の観点で役割が規定されるべきであり、支援と監理は相反するものとする。

被收容者の仮放免保証人となってきていた支援者や弁護士に報告義務を課すことは、当該外国人との間で利益相反の問題も生じます。支配（入管庁）・被支配（監理人、および監理措置対象者）の關係性に変容してしまう。

特に、届出義務は、弁護士は利益相反となり、支援の観点からも、対象者との信頼関係構築の弊害、職務倫理に反することが懸念され、多くの支援団体や弁護士にとって、監理人を務めることは困難である。監理人の役割と義務の範囲、「監督」の役割と、届出義務を削除し、「支援」の目的は「条件遵守の確保」でなく、福祉の観点から規定すべきである。

監理措置における、監理人の選出、監理措置対象者の処遇、監理人の届出義務、罰則等については、入管庁の恣意的な裁量により、判断し、決定することになるので、反対です。

ボランティアで行う志の活動に対して、尊大に上から目線で役割、義務を解くとは民主主義国家とはいえません！

(14) 政府案が提案する「監理措置」の監理人を引き受けたいと思いますか？

	回答数	割合
引き受けたい	1	1%
どちらかといえば引き受けたい	0	0%
どちらともいえない	8	6%
どちらかといえば引き受けたくない	12	9%
引き受けたくない	47	36%
引き受けることができない	60	45%
その他（※）	4	3%

合計	132	100%
----	-----	------

※「その他」詳細（自由記述）（原文ママ）

監理措置に反対しているため引き受けたくないが、もし、他にその人が収容から免れる方法がない場合はその人が社会で生活できることを選ばされると思う。

どうしても必要な場合以外には引き受けない。

引き受けたいと思う人がいるから。

現在は引き受けませんが、引き受けられる状況であれば、また、自分が引き受けたことで本人の助けになるのであれば、引き受けたいです。

(15) その理由を教えてください。（自由記述）（原文ママ）

「引き受けたい」理由

少しでもかかわりを持ちたいから。

「どちらともいえない」理由

まだ学生のため、責任を引き受けることが難しいため。

責任が重すぎる

本来は国がやるべきことだから。

監理措置対象者の生活状況の把握に関して、相手のプライバシーを侵害する可能性があることを懸念しており、その場合は引き受けたくないと考えています。

監理人の義務や制度の運用について不明瞭な点が多く、自分が引受け可能か判断できません。監理人に一定の負担を求める制度を定めるのであれば、より透明性のある丁寧な説明をし、理解を得ることは最低限必要だと思えます。

「どちらかといえば引き受けたくない」理由

負担が大きいから

監理人の責任の範囲について、不明瞭な部分がある。監理人が家族以外の場合、対象者の生活を把握することはかなり難しいと感じる。

保証金のことや監理対象者の方の生活まで把握し報告するという義務を考えると、自分には務められない役割なのではないかと思ってしまう。

入管の下請けのような形で、対象となる外国人の動向監視をしたくない。

仮放免制度よりマシだが、生きていくには働かざるを得ず、就労の黙認につき、保障されていないから。

負担が増えそう

監理者が対応できる範囲や責任が実態と即していない。それに対しての罰則やそもそもの制限の設計が不明瞭であること

自分自身が学生であるため。

「引き受けたくない」理由

責任が重すぎる。監理人のなり手がないと結局は現状の仮放免不許可状況と同じことになる
「監理者」ではなく「支援者」でいたい。
自分の家族でも生活状況の把握は難しいこともある。近くに住む者であっても把握することは困難な時もあると思う。また、複数名引き受けた場合、一人の事情で罰則を受けたら他の対象者にも影響が生じてしまう。非現実的な制度だと思う。 同じような制度として考えるならば、刑事事件で保護観察となった人に対する保護司があるが、地域社会でその人が社会で活躍していくことを目的とするもので出発点が異なる。外国人が日本に来て働く理由、社会で活躍する場を作ることから考え直してほしい。
義務が重すぎるし、監視する役割は担いたくない。
あくまでも当事者に寄り添い、立ち位置にしているため。
入管庁の被收容者の管理を手伝わそうという思惑いっばいで、管理人に責任を取らせるシステムにすれば逃亡が防げるだろうという意図に加担したくない。実際に経済的にも引き受けることは不可能である。
監理人は、仮放免者の権利保護者でなく、入管の代理人としての監視者となるため、
出入国在留管理局の代理として監理措置の対象者を指導、監督し、生活状況を報告する義務を負うことは支援者として、対象者の最善の利益を図る立場にあるべき者としては到底受け入れ難い。
私に取り組んでいるのは、様々な人たちとの「共生」である。監理（管理）する者とされる者という関係性は、どういう方便であろうと（例えば、強制退去を防ぐためであろうと）「共生」ではない。
監理人ではなく、サポーターになりたい。
質問18の回答を参照してください。
支援と監理は両立できないため。
監理措置対象者の生活状況を把握、指導・監督し、入管庁に報告するようなことはしたくない
上記の通り
監理制度そのものに対する不信、罰則制度があること
管理人としての責任を持つ自信がない。
仮放免者の支援はしたくとも、自分の利益（罰則を受けないように）と仮放免者の利益が相反してしまう状態になり得るため、利益相反に当たり得て引き受けられないように思います。また、仮にそうでなくても、監理人として入管に「利用」されるのは嫌ですので、引き受けたくありません。
これまで、依頼者の仮放免保証人を引き受けてきたが、監理人に対して報告義務や罰則が課されることになれば、躊躇せざるを得ない。
監視役にはなりたくないし、法的責任がかかってくるなら余計に引き受けたくない
まるで過去の治安維持法のように感じるから。監視はしたくない。
現在は難民支援から離れた立場であるが、現行の法案の監理措置では、監理人の負担が大きすぎるので引き受けたくないと思う。
法律条文を見る限り、犯罪者の監視、という立場ともいえるため。
引き受けたくないから
弁護活動や支援と両立しない可能性が大きい
制度自体に、問題があるので受けたくない。
対象者の指導・監督や入管への報告義務など、対象者との信頼関係を築いた上で支援する活動ができなくな

る。
一部の非正規滞在者を支援している立場として、入管への報告義務等が、「支援」やその人々のより良い暮らしと日本社会のより良い姿から遠ざかると感じるため、監理人を引き受けたいとは考えません。
私は「監理する人」として彼らの生活支援をしたくないからです。
今回の監理処置の内容では入管の下請けとなることぐらいしか想定できません。 2020年東弁会長の声明と同様に「管理処置制度は、入管庁の管理権限を強化しつつ在留外国人の生活支援や難民支援に重大な支障を起こすだけで、収容制度が抱える問題点の解消」とはなっていない。
生活状況の監視・報告まで行うのは実際上不可能である。
最も弱い立場の人々に対する人権侵害者、差別者としての役割に関わりたくはないからです。義務、責任、そして結果は、あくまでも政府が負うべきものです。自分たちに有利なように法案を変えるべきではありません。
監理人の届出義務および報告義務は、弁護士の守秘義務と衝突します
負担が重く、監理人として入管庁の監督下に置かれることになるため
対象となる外国人にたいして「あなたの味方である」という立場を捨てることになる。
入管に代わって管理をすることに抵抗があるため。
監理人として仮放免者を監視することは、支援者としてあるべき信頼関係を築く上で障壁となるため。

「引き受けることができない」理由

入管の監視の片棒を担ぐなど真っ平ごめん。
信頼関係の中で保証人を引き受けいるので、管理人になることはない。
依頼者に対する忠実義務や守秘義務から、監理人としての業務は行えない。
弁護士の守秘義務に反する
仕事上、引き受けることで別の問題が生じる恐れがあるため。1人分を引き受ければ、その兄弟、家族、親戚、友達・・・と芋づる式に責任が増える恐れがあるため（関連して、どこかで線引きすることで、これまで築き上げてきた信頼関係が壊れる恐れがあるため）。
利益相反だから
入管庁の手先となるから。
人間の自由を束縛する側に立たされ入管の手下になるような行為に加担したくない
本来不要のものであり、制度自体が納得できない。
罰則規定があるため最大の理由。
監理人個人に国が責任を転嫁している
元々、仮放免の保証人でさえ、弁護士として就任することに慎重であったが、監理人はさらに義務が重く、特に生活状況の監視等までできないし、罰則まであるということであれば、就任することは困難。
難民を支援する立場であり、矛盾するから。
難民候補者への、入管の接し方や接する心が大幅に改められ、難民候補者の保護を最重要とする組織や関連法に変更され、それを見極め無い限り、入管の手先となることは出来ない。
監理措置の導入には絶対に反対だから

<p>弁護士の職務上の義務（誠実義務、守秘義務その他弁護士倫理規定）との関係が不明である。また、生活状況の把握、指導・監督などは法律事務ではなく、弁護士が限りあるリソースを使って従事すべき業務とは思えないし、そもそも収容の判断自体が国際スタンダードに則っていない結果、監理措置を利用せざるを得ない者も多いであろうのに、そのような国の怠慢による負担を弁護士・支援者に押しつけることは納得できない。</p>
<p>弁護士として管理人となることは、報告義務が課されていること、生活状況の監督を行うことなど、到底受け入れられないです。</p>
<p>支援することを目的としており、監理や監視を入管に代わって行うことは理念に反する為、できません。</p>
<p>外国人差別・排斥の問題の根本を解決しようとしめない制度に加担することはできない。</p>
<p>法案の監理人の条件では、現在、当事者を支援している弁護士や支援者は、利益相反となり、当事者への管理監督義務をおう「監理人」を引き受けることはできない。</p>
<p>私は難民条約締結国の一市民として、日本に庇護を求める方々と交流をしています。私は、日本の移民・難民施策の不備、欠陥によって不合理に苦しめられている方々と少しでも信頼関係を築いていきたいと思っており、監視や、密告とも呼ぶべき当局への届出や報告などという行いは、その真逆にあるものだと感じますので、引き受けることは出来ません。</p>
<p>入管による管理の強化に加担することになるから</p>
<p>弁護士としての業務や義務と相容れない職務が含まれているし、それに対する罰則があるため、その職務には就けないと感じる。</p>
<p>仮放免となっている方への人権侵害に加担したくない。</p>
<p>本人の利益を守るべき代理人の立場と監理人の立場は矛盾する。</p>
<p>守秘義務と相反する可能性</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・私自身は、長年、福祉の視点から難民申請者とかかわっている立場上、「監理」と「支援」は両立できないと考えます。支援とは、相手との対等な信頼関係の上に成り立つものだからです。監理は、監視や指導という上下関係をまねき、常に相手に疑いの目を向けなければなりません。 ・また、収容施設では、ある意味、住居、食事、医療等の最低限の生活が保障されていましたが、監理措置では、それらを監理人に丸投げするようなものです。しかも、監理人の監理に問題があれば責任を負わされ、しかも罰則を科せられるわけです。無償のボランティアに酷い仕打ちをするような待遇だと思います。
<p>「監理人」の役割はあるべき支援の在り方とはまったく違うから</p>
<p>対象者の支援、入管への報告、それに従わなかった場合に罰則規定があるなど、監理人の負担が大きいから。</p>
<p>監理人という立場と支援者の立場は全く異なるものであり、言葉を言い換えれば監視・報告を義務付けられているという点において、引き受けることはできないと考えます。</p>
<p>もともと義務の衝突が想定され、重要な守秘義務を侵される制度設計になりかねない</p>
<p>政府の人権侵害に加担したくないから</p>
<p>人を管理する片棒を担ぎたくない</p>
<p>管理人に罰則が規定されていることをはじめ、国際基準（人権の遵守）にも合致していないため、引き受けたくても引き受けることができない。</p>
<p>利益相反（→引き受けられない）、入管の調査権（→引き受けたくない）</p>
<p>依頼者を監督することはできない</p>
<p>このような役割を引き受けると、相談者との信頼関係が崩壊し、相談・支援活動が不可能になる。</p>
<p>繰り返しになりますが、このような民間人の責任における「監理」制度自体に問題があると考えます。</p>

仮放免制度よりマシだが、生きていくには働かざるを得ず、就労の黙認につき、保障されていないから。
利益相反となり弁護士倫理から禁止される
気持ちに反し高齢により体力がなく身体への自信が持てず敏速に行動できないことです。
難民申請者との信頼関係が保てない
当会は任意団体であり、団体が「監理人」になれるのか不明。 仮になれるとしても、難民支援をしている弁護士団体として、守秘義務違反や利益相反のおそれがあるために監理人になれない
人を監理することはできません
7.で回答している
不明確な要件にかかわらず、違反に罰則がある。
支援対象者を監理するための措置であるため。義務や罰則を市民に科すことは、難民支援の立場とは相反し、利益相反にもなるため。
同制度の導入に反対しているため
支援対象者に不利となる届出／報告には応じられない
入管当局へ報告義務を課される項目が実務上達成可能と考えられない上に、罰則を課されるようなことがあつては、団体の社会的信頼にも関わるため。また、本会は支援実務を連携先に委託する立場にあるが、これまで仮放免の保証人を引き受けてきた弁護士が利益相反にあたるという声、市民団体であっても、団体の行動規範（Code of Conduct）に反するため難しいという声を受けているため。
前出の回答をご参照ください。立場が弱い当事者にOKさせて守秘義務を外した体裁を整えることはできない。依頼者との信頼関係も保てない。また、私の個人情報もいつでも入管から照会される危険も冒せない。依頼者と共に入管の管理支配下にはいることは出来ない。
ボランティアに対する位置づけが時代錯誤も甚だしい

「その他」理由

その他に記載済み。
一市民として、他の市民を「監理」する権利も義務もない。
困っている人の助けになりたいが、自分が責任を持てば、本当に誰かの助けになれるか分からないので、絶対引き受ける、あるいは引き受けたい、と言えません。

(16)2021年の法案と今回提出された法案の変更点に対する、あなたの評価をお聞かせください。

【主な変更点】

- 退去強制令書発付者への監理措置決定時の考慮要素として、「収容により受ける不利益の程度」を追加。
- 監理人からの相談に応じて、入管庁長官が「必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする」との規定を追加。
- 監理人による入管庁・主任審査官への生活状況等の届出義務について、その場面を「被監理者による出頭の確保その他監理措置条件等の遵守の確保のために必要があるとき」に変更。
- 保証金の納付を必須とせず、「監理措置に付される者による逃亡又は不法就労活動を防止するために必要と認めるとき」に条件とすることができるとした。

	回答数	割合
--	-----	----

評価できる	4	3%
どちらともいえない	31	23%
評価できない	94	71%
その他（※）	3	2%
合計	132	100%

※「その他」詳細（自由記述）（原文ママ）

管理制度が維持されているから納得できない
全く変更しないよりはましとはいえ、本質的な改善ではない
全く評価できない

(17)その理由を教えてください。（自由記述）（原文ママ）

「評価できる」理由

届出義務を「必要があるとき」に変えたことは評価できる。

「どちらともいえない」理由

前進しているがまだ不十分

問題点が多少は改善されているが、運用次第であるし、そもそも現在の保証人よりも重い義務があることには変わらないため。

保証金の支払いや就労不可の条件が少し緩和されたことで少し改善されたように思えるが、基準が具体的ではなく入管庁の裁量でいくらでも変わってしまう気がするから。

監理対象者へのプライバシー保護、個人情報の漏洩防止は何処へ行ったのでしょうか？

監理人への経済的な支援も含めた国の支援が明確でない。生活状況の届出義務がなお監理人には課されている

昨年の法案とそれほど変わらないのでは

改善は見られるが根本的な点は改善がない

一つ一つの変更点については評価しますが、非常に限定的な変更という印象です。制度全体に不透明性や恣意性が残る点は何ら変わっておらず、再検討が必要だと思います。

まだ明瞭でないため。

内容がそこまで詳しくないので、評価するのが難しいです

追加事項を評価するための、基準があいまい

監理者のリスクを鑑みたときに、必要なクリティカルな条件が変わらず、些末な部分の変更だと思われるため。また変更点の内容も曖昧であること。

「評価できない」理由

Aは当たり前。Bは「監理」の実をあげるためのもの。C、Dは運用次第で全件課すことができるし、きっとそうするに違いないから。

監理人を入管が監理することになる。
そもそも監理措置自体が人権侵害的であり、かつ運用が現実的でないのに、根本的な議論をせずに少しの変更だけではまったく意味がない。
入管職員又は所長の裁量が増える。
入管庁の裁量の余地が排除されていない。
就労を防止するのに、保証金を納付させたら、使える生活費が余計なくなるのではないか。
結局入管の裁量で要件該当性が判断される。要件はあつてないようなものになると考える。
すべてが入管庁の裁量に任されているから。
全て曖昧でどうにでも解釈できるようにしてあり、2021年の法案と変わらないと思う
目先の手直しで有り、根本的な解決にはなっていない！
特に、Cについて届出義務は結局は入管庁審査官の主導であるから。
仮放免者に基本的人権を認めていないことには、変わらない。
「不利益の程度」「必要」など、すべて入管庁の判断に任されている。
いずれも、その判断が入管の一存で決まってしまうこと。これでは何の保証にもならない。
依然として入管の権限と裁量が大きい。本来監視すべき対象は難民や外国人ではなく入管である。
対象者の基本的な権利は保証されないことに変化はない。
難民候補者を保護する内容になっていないから。
大元の考え方がそもそもナンセンスであることが前提にあるのでいずれも評価に値しない。
収容制度を国際人権基準に合致させる観点からは全く不十分。
どの条件も曖昧で、変更が加えられた場合と加えられない場合での違いが出るのかに疑問があるため。
前回に比べて少し緩和したということだろうが、判断基準が曖昧で、いくらでも恣意的に運用できる。
監理措置そのものに問題があると考えため。
新たな条件が付されても、入管の裁量判断で実質が変わっていないため
司法または第三者機関による介入がないまま、全ての決定権が入管庁にあるのでは、荒唐無稽であり、今までのブラックボックス状態と何ら変わりがないので、評価できません。
変更点を追加しても、監理措置の判断を入管が行うこと、管理人が入管の求めに応じて報告をするという監理措置制度の基本的な仕組みには変わり無く、追加した要件に関してもそれらを考慮しての判断は入管に委ねられているから。
監理措置があれば、収容所で亡くなる人がいなくなるという発想が透けて見える。必要なことは、それではないのだ。
日本にいるべき外国人の方を退去強制の対象とみなす根本的な方針が改良されていないと感じるため。
質問18の回答を参照してください。
メディア対策としての性格が強い小手先の「改善」策であり、2021年法案から根幹部分は変わっていないと考えます。「監理」という発想自体を改めるべきです。
届出義務については「～のために必要があるとき」としているが、その判断は主任審査官に委ねられており、

多くは必要であると判断されることが推測できる。
一切の司法手続きを介在せず人間を拘束する裁量を入管庁という一行政機関が持っていること自体に重大な誤りがあると思います。収容権限や、そもそも難民申請者を収容する必要性があるのかどうかを熟議しないまま、収容を前提とした上に設置・変更された制度は、人権の保障や事案の解決に繋がる筈が無く、全く評価ができません。
就労についてなんの変更もない。難民申請者を兵糧攻めにする制度、仮放免の保証人になることを委縮させ、仮放免できない理由を支援者に転嫁する制度であることに変わりがない。
入管収容制度を抜本的に変更するものではないから
入管庁の裁量の幅が非常に大きい現状では、どの項目も監理措置対象者、監理人の負担を減らすものとはならないと思われる
出入国管理制度の根本的な解決ではないから
監理措置の問題が大きく改善されたとは言えない。届出義務については、結局入管の判断にゆだねられることになり、運用次第で全件報告となる可能性がある。
期限を定めず、生活保障を行わないという本質は変わっていない。
所詮小手先の変更にすぎない、抜本的な収容制度の見直しが全くなされていないから
いずれも要件が明らかでなく、恣意的に運用されることが予想されるためです。
入管当局が判断すること自体が変わっていない。
就労を認めるべきだと思うから
そもそもの問題として、法案に加筆修正が加えられたとしても法案成立に承服できない。考慮の要素や条件が複雑であり、政府の考え次第でいくらでも解釈が変わってしまうため、この法案が難民の適切な保護に役立つとは考えられない。寧ろ、行政・社会組織・難民(及び難民申請者)に多大な負担をかけ、社会全体の不利益に繋がってしまうと考える。
・変更によって、若干、種々の条件が緩和された感がありますが、しかし依然として不明瞭だと感じます。監理人からの相談に応じて、入管庁長官が「必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする」の中には、金銭的な援助は含まれるのでしょうか？また運用上、問題があった場合に、監理人の人たちの意見を聞き、改善される道筋が開かれているのかなどを明確にしてほしいと思います。
変更は、結局のところ、「入管庁の裁量によって」検討し、該当すると認められた場合にのみ考慮されるという程度の、いわば言い訳・隠れ蓑的な措置（このように書けば、国民？市民は騙されるだろうという程度のもので、担当者の一言でどうにでも対応できるようになっている。明確な判断基準がない。
Bについては場合によっては必要な支援の提供に繋がるとも考えられますが、全体的に定義や条件が曖昧であることについて、評価できるとは言い難いです。
もともと制度として評価できず、これまた小手先の議論
人権尊重が原則になっていないという根本的な問題が解決できていないから
国際基準・水準に合致した制度設計（目的、実施項目）そのものへの課題があることから、追記された項目では根本的な課題解決には至らないため。
評価できないから
入管の裁量による判断であること、利益相反など根本的な点に変更がない
「監理措置」の本質的な問題点は、まったく変わっていない。
いずれについても、内容が不明瞭であり、出入国管理庁の恣意的運用が懸念されるため。
些末な変更であり、問題点は解消されない

<p>そもそもの強制退去強制が理不尽なことである</p>
<p>内容が依然として不透明であり、限定された状況にのみ報告義務や保証金が必要という内容に変更されたとしても、その「限定された状況」を表す詳細が、普段から入管がキーワードとして重要視している、「法令の遵守」、「逃亡の防止」、「不法就労の防止」のため、限定した条件を付さない場合となんら変わりの内容に思うため、評価できないと考えます。</p>
<p>入管法改正案で問題視されているものの、根本的な解決にはならないと感じるからです。</p>
<p>入管庁という組織が難民認定を行っている限り、勝手な解釈をする恐れがあり、文字通り運営される保証がない</p>
<p>前回の収容制度における仕事量が増々増えて管理人にしわ寄せをする、ということ述べているだけだから。つまり、監理が上手くいっていない部署を外注事業者に出そうという入管の事業者選定の枠組みをつくるだけで最初は人道的なNPOを中心だろうけどすぐにマニュアル化され人材派遣会社が管理団体となりえる。つまり、入管民間会社への変質だけだろう。</p>
<p>いずれも判断基準が不明確で入管庁の制限のない裁量にゆだねるものであり、これまでの入管庁の運用状況を考えれば、およそこれらの条件等は制限として働かないと考えるから。</p>
<p>入管庁による恣意的裁量を変えるものではない。</p>
<p>「不法就労」について もっと考えることを望む</p>
<p>7.で回答している</p>
<p>全てにおいて、要件が明確でない。入管に裁量を認める理由がない。</p>
<p>「不利益の程度」「必要な情報提供・・・」「・・・必要があるとき」「・・・必要と認めるとき」とあり、恣意的な判断が可能であるように読めるため。いずれも、「監理」の視点は変わっておらず、改善にはなっていない。</p>
<p>入管庁による恣意的裁量を変えるものではない。</p>
<p>①そもそも自由権規約に適合するよう司法審査および収容期間の上限の定めが必要であるにも関わらず設けられていません。②緩和したとする監理人の義務についてすら届出義務（44条の3第4項）については、緩和なく課されており、弁護士の守秘義務と衝突します。</p>
<p>入管の広い裁量権を制約するものにはなっていないから</p>
<p>監理措置制度そのものの制度設計、または管理人の引き受けてそのものがどのような人がどれくらい出てくるのかが不明。</p>
<p>監理措置の構造自体が誤りです。到底受け入れられない。</p>
<p>あまり意味がないと思う。</p>
<p>日本の入管収容は、①収容の必要性を明確な要件としていないこと、②収容の決定にあたり司法による効果的な関与がないこと、③退去強制令書による収容は収容期間の上限の定めがなく、無期限収容が可能であること等について、国連の各種人権条約実施状況を監視する委員会や国連の恣意的拘禁作業部会から勧告を受け、法改正をするよう求められている。 改正法案の監理措置は、これらを充たすものではなく、収容の必要性・相当性を判断する仕組みを設けるべき。</p>

「その他」理由

<p>収容制度を抜本的に改めるべき</p>
<p>国際規約から遠すぎて 議論さえできないシロモノ</p>

C. 収容に関する法改正はどうあるべきか、ご意見をお聞かせください（自由記述）（原文ママ）（設問18）

<p>収容期間に上限がないことで被収容者の心身を著しく損ねている事例は、複数回の入管への訪問による聞き取りでも多くみられた。収容に関する法改正は、国際人権法などの国際基準に沿うようにすべきである。</p>
<p>仮放免者であろうと、だれであろうと、人権は守られるべきです。適切な手続きにのっとった、透明性ある仕組みを目指すことを望みます。</p>
<p>長期に拘束することでさまざまな問題が起こりうる。社会的安全を担保しつつ収容せずに入管手続きを行うための制度設計が必要であり、第三者を巻き込んで管理を代行させることだけでは新たな問題を発生させる。収容の上限と司法の見直しについて、法に定めるべきである。収容外での管理強化のみ制度化しても問題の根本的解決につながらない。</p>
<p>野党案をご参照。原則収容主義からの脱却等、国際人権法遵守が前提です。</p>
<p>全件収容・無期限収容による数々の悲劇、今も苦しめられている人々にたいして入管庁は法改正を国際的基準に則り根本から見直すべきと思う。</p>
<p>収容に関する法令は、国際法と適正手続きに従った包括的なものであるべき。一人でも多くの個人が不要な収容から解放され、基本的権利が保障される施策となるよう、さまざまなステークホルダーとの議論に基づいた、共同的なシステムづくりを目指してほしい。</p>
<p>まず、収容に関する判断を司法が行う仕組みが整うこと。上限期間の設定や要件の明確化、など、収容に関する国際基準を踏まえること。</p>
<p>収容は一定の要件を満たす場合に例外的に認められる措置であることを規定のうえ、当該要件を満たすものか司法による審査を設け、かつ収容期間の上限を導入すべきです。 そして、そもそも非正規滞在者とされるべきでない人たちが、非正規滞在に追いやられていることの解消がまずされなければいけません。まずは適切な、難民認定、在留期間更新・在留資格変更、そして在留特別許可が必要です。</p>
<p>先ずは、難民条約やその他国際人権条約上の保護を必要とする者が、取りこぼされることなく保護されるように確保すること。また、難民認定申請時の在留が正規か非正規かに関わらず、庇護希望者の法的な地位を安定化し、生活保障を制度化すること。その上で、収容が、必要と認められる場合で、代替手段がない場合に、最短の適切な期間のみに限定し、さらに、効果的な司法審査へのアクセスを確保すること。</p>
<p>NGO、弁護士など、多方面からの活動者の意見を反映し、現状課題を克服/改善するための法改正に取り組むべき。とくに、裁量幅が生じることにおいて、何をもち判断基準とするのか等はより明確にすべきであるし、モニタリング機能もより明確にすべきである。</p>
<p>無期限収容の撤廃、特に健康状態に関する情報の適正な開示、第三者に対する、日時を定めない内部公開を実施すべき。</p>
<p>特に来日時に空港等で庇護を求めた難民申請者を収容すべきではない。仮に収容されたとしても、家族や知り合い等が日本にいない場合が多く、監理人となりうる人を探すことはほぼ不可能である。 収容は最小限に抑えられるべきであり、国連から勧告されている通り、収容期限の上限や司法審査が導入されることが望まれる。</p>
<p>コロナによって、ほとんどの被収容者が仮放免された。この事態による弊害があるのか？ 監理措置制度の導入の必要性はなく、むしろ、原則収容という間違った政策の弊害である。実習生制度を廃止することが決定しているのに、実習生制度をモデルとしている監理制度を新たに導入する必要はない。仮放免が、保釈よりも厳しい理由もない。</p>
<p>国際社会において、責任ある国として、人権を尊重する制度を作成し、実施すべき。</p>
<p>収容期間の上限がなければ、収容が長くなるので、収容期間の上限が必要だと思います。</p>
<p>入国管理局がそのまま省庁になったことが問題 外国人を「監理」することから考え直さないと何も変わらない</p>
<p>先ずは、難民条約やその他国際人権条約上の保護を必要とする者が、取りこぼされることなく保護されるように確保すること。また、難民認定申請時の在留が正規か非正規かに関わらず、庇護希望者の法的な地位を安定化し、生活保障を制度化すること。その上で、収容が、必要と認められる場合で、代替手段がない場合に、最</p>

短の適切な期間のみに限定し、さらに、効果的な司法審査へのアクセスを確保すること。

①批准した条約は守るべき。②人権の問題であり、国家権力の濫用を法律および制度によってどのように防ぐのかという問題であることを認識すべき。

難民と呼ばれる人と、海外から日本に長期滞在をする人をまずは明確にわかる必要があると考えます。グローバル化が進む現代において、モノだけでなく人の流動も止まることはできないし、浅はかな知識ではありますが、古くローマの時代の歴史をみても、それは実は大昔からなんら変わっていないと考えます。けれど、日本という国が島国であるために、その影響を長い間受けてこなかった国のようにも思われます。物だけでなく、人の流動を意識し、その事へもっと国を超えて、1人の人間として何を大切にしなければいけないのか、どうすれば1人1人がその人の力を生かしつつ、周りと協力しあって生きていけるかを考えた政策が考えられる国であってほしいと思います。

日本国内における非正規滞在者への散々たる対応をより広く世間に公表し、国民を巻き込んだムーブメントを起こして、(遅すぎると言われようとも)法改正せざるを得ない状況を作ることを目指してはどうか。

入管には別機関の監視的な部門が必要であると同時に国は外国人に門を広げる時代になっているのに参政権といった方向も検討されていない。
入管法の収容に関する問題は、全件収容主義だろう、からこの辺にメスを入れる必要がある。一般人に全件収容主義といってもピンとこないのがこの辺の意味をもっとわかりやすくすることが最初だとも思う。

入管庁とは別の難民認定組織を作り、難民条約の精神を理解した人々がたずさわらなければいくら法改正を行っても新たな問題が発生するであろう

国際法に照らして、これまで指摘されてきた点を無視しない、人権が守られる法改正であるべき。

収容されている方はまず働くことができるようになることで、自分の生活を自立させ、日本社会において社会の一員として生きていくことができるようになります。働くことを認めるには一定の条件が必要と考えますが、それすら認めない状況では、まずその人々の人として生きる権利を認めておらず、明らかに在留資格の有無によって人として認められるべき資格を有しているか、そうでないかが異なるという見解を社会的に是として共有してしまっている状況があると考えます。
このような考えの多くは法律（入管法：行政法）が人として生きる権利よりも重大だと言う考えに基づいているのではないかと特に近年のネット等で氾濫している意見を見て感じます。
上記の人間中心的な権利保障をすべきとの考えは非正規滞在者の全員に当てはまることであり、仮に刑法犯罪でも行政法犯罪でも法を犯した場合には、行政独自の判断によらず、少なくとも司法の判断が必要とされると考えますし、法改正と同様に司法関係者の教育も大きく見直されるべきと考えます。
まずは有権者である私たちが、どのような前提を持って日本社会や入管法、外国からの人々の出入りを語っているのかを議論する場が必要であり、その為の火種となる「非正規滞在者を正規滞在者として受け入れることに関する提言」を作成したいと考えています。

国連の勧告に従い、人権を守るための法改正を行うべきである。

国際人権を侵さない措置をして欲しい

刑事訴訟法と同じく身体の自由の保障を原則とし、収容に必要性、合理性、比例性を要求し、司法審査を導入すべき

まずは、対象者の命や人権に配慮した制度を作るべき。難民フォーラムや弁護士が主張する意見を取り入れた制度に変更しても、国としての実害やリスクは限られていると思う。それよりこれからの人手不足の社会で役に立つてもらうための制度設計を考えるべき。その際、外国での人権事情や実情をよく勉強して、国際基準の制度をお願いしたい。

原則非収容とした上で、収容の要件を明確する。

収容要件の明確化と厳格化、収容期間上限の設定、令状主義の導入、簡易な不服申立手続の導入

特に就労や保険加入、住居確保などで改善を求めます。

自由権規約委員会の勧告や恣意的拘禁作業部会等の所見・意見等にしたがって、入管収容という人身自由の剥奪は深刻な人権侵害を伴うものであるという認識の下、原則全件収容主義を改め、司法的判断によって必要最小限かつ最終的手段とすることを国内法において制限するべきと考えます。

全件収容主義を全面的に廃棄し、仮放免者の基本的人権を保障する制度に抜本的に改正すること。そして、隣

人である移住労働者の存在を正面から認め、安心して働き、暮らすことのできる在留制度を整備すべきである。
収容は必要最小限に
憲法の適用・準用を認め、また、国際人権法に沿ったものとする必要がある。
難民は犯罪者じゃないから収容する必要が無いです。
日本政府は、国際基準に合致する収容のあり方と拘禁の代替措置を追求し、市民との対話を通じた制度設計を策定する必要が早急に求められていると考えます。 ・国際基準における基本原則は、庇護希望者の拘禁は最後の手段である—に対するこの例外を利用して、難民認定手続き全体を通じての、または無期限の拘禁を正当化することはできず、拘禁の代替措置が検討されなければならない。とされています。 UNHCR「拘禁ガイドライン」2012年、 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004738.pdf ・2021年、国連自由権規約委員会においては「日本政府に国際基準に沿った包括的な庇護法を早急に採択すること（Promptly adopt comprehensive asylum legislation, in accordance with international standards）」が挙げられています。OHCHA「Human Rights Committee : Concluding observations on the seventh periodic report of Japan CCPR/C/JPN/CO/7」2022年11月3日。 https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolNo=CCPR/C/JPN/CO/7&Lang=En
適正手続きの保障、人の尊厳を守るべし 収容ではない方法を真摯に検討すべき
入管庁は支援団体・国際機関からの批判の声に向き合い真摯に対応すべき
国際人権法に基づいた入管法の改正をすべき。今回の改正案は国際人権法に背を向けたひどい改悪案としか言いようがない。
国際法に則って外国人の権利保障が担保されるよう法改正が行われるべきだと思います。
今回の法案で提案された監督措置や送還忌避罪は、難民に該当する人が保護されていない現状では、逃げた先である日本でも難民の命の危険性を脅かすものになる可能性があります。そのため、まずは難民である人がきちんと難民として認められる法案の提案をお願いしたいです。
事前の司法的関与と収容期間の制限　がまず初めになされなければならない
まず第一に対象者の人権が守られ、安全や生活が保障される制度の整備を優先すべきだと思います。
欧米に比べて厳格すぎる審査基準を改めることが優先されるべき。最低限の緊急医療を保障するような体制の整備も前提として必要である。
素人が法改正についてあるべき形（姿）をコメントできるとは思えないが、少なくとも国連自由権規約委員会が勧告を出している内容について、明確な回答（収容期間の上限だったら、「3か月」とか）を記載すべきです。
・長年、難民申請中の人たちとかかわる中で、「なぜ収容されたのかわからず、入管に行ったら突然収容された」、「いつまで収容されるのかわからなかった（刑務所の場合は刑期がきまっているにもかかわらず）」との声をよく聞きます。そのため、収容の目的、収容期間、収容の必要性などを司法審査によって判断するという仕組みを設けるべきだと思います。
前述しているが、やはり全件収容の撤廃と難民申請者の認定プロセスの短縮化と社会復帰(日本社会で活動する自由)を念頭に置いた法案が必要である。また、難民認定の要件や収容条件等が明記・透明化され、行政・社会組織(難民支援者)・難民が制度を理解し的確に運用できるような法案が必要である。
司法審査は導入すべき
人命を最優先にしてほしい。
国際基準に見合った法改正をすべき

国連人権諸機関による勧告に合致する法改正をすべき。
収容期限の上限は法定されるべき。
国際人権法に則った形で改正されるべきだと思います。
難民認定の措置をスピード感を持ってやって欲しい。
国連の人権条約体や人権理事会の勧告の通り、国際人権法に違反する内容を出来るだけ早く改善すべき。収容期間に上限を設定し、効果的な司法審査のための措置などは非常に必要とされる。
全件収容主義の撤廃、仮放免者の就労を一定程度認める、
収容期間の上限の導入をする必要がある。ユニバーサルカバレッジは日本政治も同意していることであり、速やかに誰に対しても無条件に適切な医療を提供する必要がある。効果的な司法審査の措置を講じることが必要。外国人に対する差別が根底にあるため、医療処置も適切に行われているとは言えない状況が続いており、人権意識の薄さが悲惨な現状を生んでいる。
在宅審査を原則とし、収容はやむを得ない場合に限定すること。その時は司法審査を必須とす市機嫌を定めて収容すること。また、正規化の道筋を明確にすること。
アメリカが出入国管理業務は国土安全保障省が請け負い、難民認定業務は保健福祉省が請け負っているように、日本も業務を管轄する省庁を分けたい。
入管の裁量権を広げるだけの法改定ではなく、国連の勧告を真摯に受け止めた人権の視点に基づく法改正を行うべきだと考える。
収容期間の上限の設定、収容の司法審査など
国連の勧告に従うべきであり、それにより難民条約への日本政府の恣意的解釈を変える方途である。
最低限、収容期間の上限を定めること、収容を入管だけで決定しないことを法改正に盛り込むべきである
収容期間の上限の設定と、収容要件の明確化・司法による関与は必要不可欠である
強制収容をなくしてほしい。そもそもなぜ収容が必要なのか。いつまで閉じ込められるのかわからない不安な生活の中、家族とも会えずに過ごしている被収容者の方々はとても落ち込んで、ふさぎ込む方もいる。なぜこの制度が必要なのか、何が人権を侵害しない方法なのかを考慮して法改正してほしい。難民と認められていない状況でも、人であり、人として扱われる権利を有するのだから。
本当に悪辣な仮放免者はいる。麻薬を売っている奴もいる。一律に期限を設ければよいというものではない。一律に期限を設けるべきと言っている法律家は本当に実態を見ているのか疑問。
移民・難民のステータス、監理下にあるかないかに関わらず、ひとりひとりの人権を守ることを第一とした法制度づくりがなされることを期待します。
何よりも先ず、世界基準に則った難民認定を実施すべきです。そうすれば自ずと司法審査なき人の拘束や無期限収容などを禁ずる法が構築されるのではないのでしょうか。それが、収容に関する法改正ということだと思います。
収容機関上限の設置、司法審査の導入が必要。また、収容に変わる措置としては、監理措置制度ではなく、仮放免者の生存権が保障されるようなしくみ（就労許可や住居の提供、生活保護の適用等）が必要。
収容期間の上限を定めたり、司法審査を入れるという国連等の勧告に従い、国際水準にのっとった収容制度の法改正をすべき。
国際機関の勧告に従い、収容の決定にあたって司法を介在させ、収容期間も必要最小限にして上限を定めるべきだと思います。
（収容だけでなく難民認定全般に関して私見をのべます） 1. 憲法11条の基本的な人権及び憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利は、日本国民に与えられた権利ですが、日本に在住する外国人には、これらの権利は与えられなく良いというものではありません。外国人であるがために致し方ないケースを除いて、これらの権利は国籍に関わらず、等しく適用されることが人

権擁護の原則であり、人権宣言から派生する難民条約の適用もそのような理解で行われるべきと考えます。

2. 人権は通常の実定法の規定に優越して擁護されるべき人間の権利であり、仰せの通り国連の人権条約機関が再三にわたり警告を発している理由の原点は、そのような考えにあると考えます。
3. 入管庁が難民認定の現状をこのまま放置して入管法の改訂を行うことは、人権を尊重する屈指の法治国家と自負する日本の国益に適うとは思えません。
4. 日本は人権を尊重する法治国家であるならば、国連の警告にきちんと反論し、UNHCRや欧米の先進諸国と異なる難民政策をとる理由を、国際的にそして日本国民にきちんと説明して理解を得るべきと考えます。
5. 入管庁は日本への不法入国者が非常に多いことを指摘します。法治国家として日本は不法入国者を安易に認めるべきでないことは明らかで、明確な不法入国者を強制送還することは間違っていない。但しその場合は不法入国者の人権を損ねていないことが前提となります（人権擁護は他の実定法に優先します）。そのためには日本が考える難民の要件が、上記した国連や他の先進諸国が考える難民の要件と基本的に乖離していないこと、およびそのことが国民の理解を得ていることが必要です。
6. 難民条約上の難民に該当しない避難民を「補完的保護」の対象として庇護することは、避難民を難民認定することが、わが国の法律上の技術的理由で難しくければ、今回の改訂の一つの前進であることを否定するものではありません。但しその場合はアフガニスタンやウクライナからの避難民だけでなく、メディアに報道されないその他のケースにも、同等に適用されるべきと思います。
7. 今回提出された監理措置に関する入管法改正案は、以上の私の考え方と異なりますので賛成できません。

当然あるべき、あまりにも恣意的に長期間拘留している。

入管の権限を強め、難民や日本で生きてきた外国籍の方々を排除しやすく法案ではなく、現行の法制度の下で早急に適切な在留特別許可付与を行うことで、長期収容、「送還忌避者」の問題は解決すると思う。

このことに限りませんが、いい加減に「人権の後進国」を卒業しようよ、と言いたい。国際的に言って、正直、恥ずかしい。

収容と処遇は国内法によって規定されるが、国内法は憲法により国際条約にも縛られると考える。日本は国際人権基準に則り国内法を整備すべきである。その際には難民保護と出入国管理を切り離して、それぞれ別の機関に担当させるべきである。難民保護法を制定すべき。

司法審査のないままで収容することができること、しかも無期限であることは重大な人権法違反だと考えます。適正な司法審査の導入、入管庁以外の機関による難民制度そのものの抜本改革を望みます。

収容施設は、一時的暫定的な施設であることを明確化し、上限を設け長期収容をやめること、収容措置に関して司法審査を導入することが必要。また、入管法違反者に対するアムネステイの実施、難民認定基準など見直し、広く受け入れられるようにする等被収容者数を減らす政策も必要である。

現在の法律はいかに逃亡を防ぐかなどを焦点に置いているような気がするのですが、罪のない人たちを収容するという価値観から見直すべきだと思います。

- ・政府の入管法改正案に反対し、廃案とする。
- ・入管収容や送還について、国連の人権委員会の勧告に基づき、法改正を行う。
- ・日本に、国際基準に沿った難民保護法、難民認定法を制定する。

国連勧告にいい加減従うべき。また、これら勧告と同様の内容を含む、2018年12月国連総会で採択された国連移民協定に日本政府は賛成票を投じ、当時の鈴木憲和外務大臣政務官は、その成立を歓迎すると述べました。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006860.html
その内容に沿った形で収容制度を改正すべきなのに、全く無視されている。二枚舌もいいところだ。

収容の可否、上限について、司法機関が関与すべき

国連の勧告を受け入れる方向での法改正を求める。

長期収容はそもそも行わないという方向で議論をすべきではないか。また、長期に至った者に対してはアムネステイの制度を適用すべき。

全件収容主義を止めるべき。仮放免者には就労を許可すること。

収容を必要性和相当性が認められる場合だけの例外的な措置と位置付け、司法判断によるものとし、収容期間の上限を設けるなど、根本的な改正が必要と考えます。

必要のない収容は、無条件に行うべきではない。収容自体の要件を制限すべき

<p>これまで地域レベルで地道に築き上げてきた共生関係が崩れたり、すでに日本で生活の基盤を築き上げた方々に悪影響を及ぼしたり、施行後に、改定法が形骸化したりしないようにするためにも、賛成・反対両方の意見に耳を傾け、しっかりシミュレーションを行い、議論を重ねたうえで、慎重に法規定を吟味する必要があると思います。</p>
<p>国際人権基準にそった法を作るべき。</p>
<p>收容は最後の手段であり、收容する場合はその要件を明確にし、かつ收容期間の上限を1ヶ月とすること。收容するか否かは司法の判断を必要とするべきこと。收容時は、外部との通信を自由にし、病状があれば本人の申し出により外部の専門病院で診療させなければならないとするべきこと。外部に連れ出す際は、手錠、腰縄は不要とするべきこと。</p>
<p>国際人権法に基づいた法律をつくってほしい</p>
<p>難民審査に根本的な問題があるが、收容が必要ならば、予算を十分とって施設増設/改善、入管スタッフの増員が最低限必要。</p>
<p>人権を尊重してほしい</p>
<p>難民のための法律には難民の声を聞くことから作り直すべきだと思います。当事者の声が不在で法律を作ることにはできないと思います。また、速やかにこの作業を行うため、難民支援をしてきた団体、弁護士からの意見徴収を行うべきだと思います。特に、難民認定のためにかかる時間をかけすぎている点を改善し、国際人権法違反と指摘されたことにはすぐにでも改善すべきです。</p>
<p>国連諸機関の勧告に従い、国際水準に沿った法改正をすべきである</p>
<p>收容の基準および仮放免の基準を法的に明確にすることが必要。現在のすべて入管の裁量による運用をやめるべき。</p>
<p>国連諸機関の指摘に応えることは、最低限の条件である。入管における收容は最低限の対象者と期間にとどめ、司法の判断を必須とすべきである。</p>
<p>まずは全件收容主義を改めること。 收容には少なくとも裁判所の許可を必要とすること。 国/地域で難民指定が出来ること、例えばウクライナからの戦争被害による移住の場合は無条件に難民と認めること 難民と認めない場合は、国が認めない理由を明確にし、反論の機会を設けること</p>
<p>まさに、上記の勧告に従った抜本的改正でなければ意味がないと思います。</p>
<p>人の尊厳を守るものであるべき。</p>
<p>收容と難民認定が一緒の官庁が行うとなっている法体系を、分離し、難民認定は独立の機関によること。そして難民認定申請者については、基本的に收容しないこと。難民認定に審査期間を短期に行うこと。收容は、送還を前提とするときに限り、3か月程度を超えるなら司法審査を行うこと。</p>
<p>法律に違反しているかどうか不明の非正規の難民候補者を国内法のみで合法かどうかを判断するのではなく、現状の誠に時代遅れな難民候補者への酷い仕打ちを根本から改める、難民候補者保護サポート法を国連人権理事会の意見書に沿って、先進国らしい難民候補者保護制度を構築すべきです。</p>
<p>人の身体を自由を奪うのは重大な決定。なぜ收容されるのかの明確な規定もなく、期限もないという收容など許し難い。收容所から出てきた人、收容されるかもしれないと怯える人たちの心的ストレスはその人の人生を破壊するもの。取り締まるためではなく、生きるための法改正であるべき。</p>
<p>憲法98条2項により日本政府として自由権規約を始めとする国際人権基準を遵守することは、その法的義務である。憲法上の要請として、收容に関する法改正にあたっては国際人権基準と合致する内容としなければならない。</p>
<p>收容期間の上限導入、司法審査の措置を講じるべきであるし、そもそも帰国できないものがどういう理由で帰国できないのかに配慮した法改正（難民認定を国際基準によるものとする、在留特別許可を適切に認めるなど）を行うべきと考えます。</p>
<p>退令による收容は、件数を最小限にするべきだ。麻薬のバイヤー等のみが退令後も收容されても良い。仮放免</p>

を早く許可し、仮放免後は就労を許可するべきだ。そして、数年間まじめに就労してきた被仮放免者には時効を設定して、在特を与える制度を作ること提言します。私は少人数で「正規化を考える会」を作り、非正規滞在者の社会再統合化への具体的方法の考察という冊子を作り、これから広報活。動を始めようとしている

現在の法律はいかに逃亡を防ぐかなどを焦点に置いているような気がするのですが、罪のない人たちを収容するという価値観から見直すべきだと思います。

司法を介すべき！ 政府から独立した人権保護機関が行うべきです

以上